



# NEDO委託事業における 知的財産権の管理業務

2024年2月

総務部資産管理室 知的財産G

国立研究開発法人 新エネルギー・産業技術総合開発機構

# 目次

- I. 知的財産権管理の基礎知識 [Go](#)
- II. 出願に関する報告 [Go](#)
- III. 登録に関する報告 [Go](#)
- IV. 移転に関する報告 [Go](#)
- V. 実施に関する報告 [Go](#)
- VI. 放棄に関する報告 [Go](#)
- VII. ノウハウの指定と技術情報の封印 [Go](#)
- VIII. PMSによる提出(受託者) [Go](#)

## 特許出願非公開に伴う対応（2024年5月1日から適用）

**1. 産業財産権出願通知書へのエビデンス添付のとりやめ（特許出願を含む全出願）**

（※システムの関係上、契約時期に係わらず、全て）

**2. 出願公開後の産業財産権等出願後状況通知書に添付してのエビデンスの提出**

（※日本出願及び外国出願すべての特許出願）

**3. PCT出願を行った場合、国内移行手続きに伴う産業財産権出願通知書提出後速やかに産業財産権等出願後状況通知書に添付してのエビデンスの提出。ただし、国際公開前に国内移行を行った場合には、国際公開後速やかに産業財産権等出願後状況通知書に添付してのエビデンスの提出。**

（※PCT国際出願制度における国内移行手続き）

**4. 産業財産権出願通知書提出後速やかに、産業財産権等出願後状況通知書へのエビデンスの提出**

（※特許権以外の出願・申請全て）

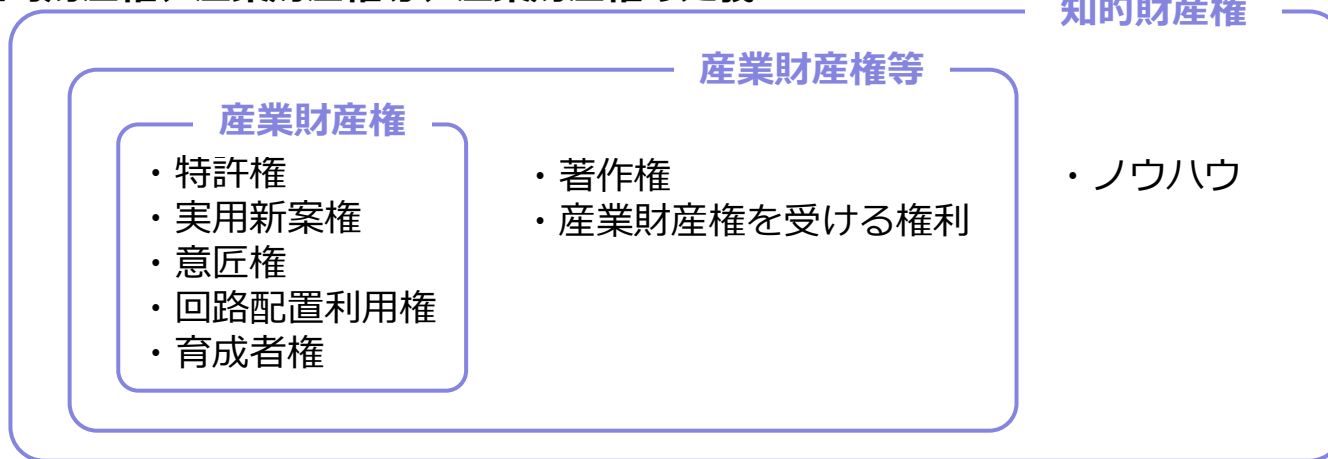
**5. 経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律の特許出願非公開に係る各種通知や書類の提出に伴うNEDOへの報告**

# I . 知的財産権管理の基礎知識

## 知的財産権の種類

知的財産権	概要	根拠法
特許権	発明を保護し、独占的に利用する権利。特許は、出願し、審査請求後、拒絶理由がなければ、特許となる。存続期間は出願日から20年。	特許法
実用新案権	考案を保護する権利。実用新案権は無審査で登録。	実用新案権
意匠権	デザインを保護し、独占的に利用する権利。存続期間は出願日から25年。	意匠法
回路配置利用権	半導体集積回路の配線パターンを創作した第一人者の権利を保護するための知的財産権。	半導体集積回路の回路配置に関する法律
育成者権	育成された品種を保護するための権利。	種苗法
著作権	著作物に対する権利。創作した時点で著作権が発生する。登録は不要。保護期間は著作者の死後70年を経過するまで。	著作権法
ノウハウ	営業秘密の一種。	不正競争防止法

## 知的財産権、産業財産権等、産業財産権の定義



## 委託事業と補助・助成事業

	委託事業	補助・助成事業
事業の主体	NEDO	事業者
事業の実施者	受託者	事業者
事業成果（知的財産権）の帰属	NEDO ただし、バイ・ドール条項を遵守する場合は受託者	事業者

※ 実証事業及び調査事業の委託では、業務委託契約標準契約書業務委託契約約款（以下「約款」という。）上バイ・ドール条項に関する規定はない。

### <参考> バイ・ドールとは



#### 米国バイ・ドール法

1970年代後半の米国経済の国際競争力低下を背景として、民主党バーチ・バイ上院議員と共和党ロバート・ドール上院議員を中心とする超党派議員が提唱。1980年、政府資金による研究開発から生じた特許権等を民間企業・大学に帰属させることを骨子としたバイ・ドール法（改正特許法）が成立。これにより、大学における特許取得とその技術移転や企業の技術開発が加速され、新たなベンチャー企業の創出など、米国産業の競争力を取り戻すことになったといわれている。



#### 日本版バイ・ドール制度

1999年、我が国の産業競争力強化が課題になる中、総理主催の産業競争力会議において、民間側から「国有特許の民間開放」の提言が相次ぎ、産業競争力強化対策として米国バイ・ドール法を参考にして措置を決定。これを受け、政府委託資金による研究開発から派生した特許権等について、受託企業等に100%帰属させることを可能とする制度（日本版バイ・ドール）を含む「産業活力再生特別措置法」が施行（1999年10月1日）。日本版バイ・ドール制度を恒久的な措置とするため「産業技術力強化法」に移管し、2007年8月6日施行。

「産業技術力強化法」「産業技術力強化法施行令」「特許法施行規則」（一部加工）において、日本版バイ・ドール制度に関連する条項は以下のとおり。

## 産業技術力強化法 第17条

国は、…、国が委託した技術に関する研究及び開発又は国が請け負わせたソフトウェアの開発の成果（特定研究開発等成果）に係る特許権その他の政令で定める権利<sup>\*1</sup>（特許権等）について、次のいずれにも該当する場合には、その特許権等を受託者又は請負者（受託者等）から譲り受けないことができる。

- ① 特定研究開発等成果が得られた場合は、遅滞なく、国にその旨を報告することを受託者等が約すること。
- ② 国が公共の利益のために特に必要があるとしてその理由を明らかにして求める場合は、無償で当該特許権等を利用する権利を国に許諾することを受託者等が約すること。
- ③ 当該特許権等を相当期間活用していないと認められ、かつ、当該特許権等を相当期間活用していないことについて正当な理由が認められない場合において、国が…特に必要があるとしてその理由を明らかにして求めるときは、当該特許権等を利用する権利を第三者に許諾することを受託者等が約すること。
- ④ 当該特許権等の移転又は当該特許権等を利用する権利であって政令で定めるもの<sup>\*2</sup>の設定若しくは移転の承諾をしようとするときは、合併又は分割により移転する場合及び当該特許権等の活用に支障を及ぼすおそれがない場合として政令で定める場合<sup>\*3</sup>を除き、あらかじめ国の承認を受けることを受託者等が約すること。

## 注釈

### 産業技術力強化法施行令 第2条

#### ① 政令で定める権利<sup>\*1</sup>

特許権、特許を受ける権利、実用新案権、実用新案登録を受ける権利、意匠権、意匠登録を受ける権利、著作権、回路配置利用権、回路配置利用権の設定登録を受ける権利、育成者権

#### ② 政令で定めるもの<sup>\*2</sup>

特許権、実用新案権、意匠権についての専用実施権又は回路配置利用権、育成者権についての専用利用権（専用実施権等）

#### ③ 政令で定める場合<sup>\*3</sup>

- ・ 受託者等（株式会社）が、その子会社又は親会社に特許権等の移転又は専用実施権等の設定若しくは移転の承諾（移転等）をする場合
- ・ 「大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律」の承認又は認定を受けた者に移転等をする場合
- ・ 技術研究組合が組合員に移転等をする場合

### 特許法施行規則 第23条第6項

特定研究開発等成果に係る特許出願をするときは、願書にその旨を記載しなければならない。  
（日本国へのPCT国内移行書面も同様）



バイ・ドール条項を遵守することを約定することにより、委託業務から発生した発明等に係る知的財産権（成果報告書、その他これに類するものの著作権を除く。）は受託者に帰属する。

## バイ・ドール条項（約款第31条第3項）

- ① 委託業務に係る知的財産権に関しての出願、申請等の手続を行った場合（著作権については著作物が得られた場合）は、遅滞なくNEDOに報告すること。
- ② 日本国政府の要請に応じて、公共の利益のために特に必要があるとしてその理由を明らかにして求める場合は、NEDOに当該知的財産権を利用する権利を無償で許諾すること。
- ③ 当該知的財産権を相当期間活用していないと認められ、かつ、そのことについて正当な理由が認められない場合において、日本国政府の要請に応じて、NEDOが当該知的財産権の活用を促進するために特に必要があるとしてその理由を明らかにして求める場合は、当該知的財産権を利用する権利を第三者に許諾すること。
- ④ 当該知的財産権の移転又は専用実施権等の設定若しくは移転の承諾をしようとする場合は、NEDOの事前承認を受けると\*4（ただし、NEDOの事前承認を受けなくてもよい場合あり\*5）。  
【平成21（2009）年度の新規契約から適用】
- ⑤ NEDOが実施する知的財産権の利用状況調査（バイ・ドール調査）に対して回答すること。【平成23（2011）年度の新規契約から適用】

ただし、受託者が①～⑤のいずれかを満たしてなく、かつ、正当な理由がないとNEDOが認める場合は、当該知的財産権をNEDOに無償譲渡しなければならない。（約款第31条第4項）

## 注釈 NEDOの事前承認を受けること\*4

### 移転等の事前承認制の導入

産業技術力強化法第17条第1項第四号制定の趣旨

これまで特許の移転（譲渡）については特に制限がなかったため、特許の活用予定がなく、かつ第三者へのライセンス意思のない者に移転されてしまうことを懸念（国費を投じた研究成果の国内活用の可能性が失われてしまい、研究成果の効率的な活用による産業の国際競争力強化を図るという日本版バイ・ドール制度の目的を達成することができなくなる。）。この問題に対処するため、当該権利を移転等する場合には、引き続きその要件が満たされるか事前審査を義務づける旨の規定を新設。

約款第31条第3項第四号

当該知的財産権の移転又は専用実施権等の設定若しくは移転の承諾をしようとする場合は、NEDOの事前承認を受けること

### 移転等の承認基準

#### 基本的考え方

事前承認の可否の判断に際しては、「産業技術力強化法」及び「科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律」に基づく観点や、個々の委託事業の目的等の観点を考慮して、総合的に検討を行う。

#### 考慮すべきポイントの例

- ① 当該移転等により、研究開発の成果が事業活動において効率的に活用されるか。（産業技術力強化法第17条）
- ② 当該移転等が、我が国国際競争力の維持に支障を及ぼすこととなる研究開発の成果の国外流出に該当しないか。（科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律第41条）

## 注釈 事前承認を受けなくてもよい場合あり\*5

原則、知的財産権の移転又は専用実施権等の設定、移転の承諾にはNEDOの事前承認が必要であるが、以下の場合、NEDOによる事前承認が不要\*13。

### NEDOの事前承認が不要な場合（約款第31条第3項第四号ただし書（⑤のみ同号本文括弧書き））

#### 知的財産権

- ① 受託者の合併又は分割による移転
- ② 受託者（株式会社）から受託者の子会社又は親会社への移転（子会社又は親会社が日本国外に存する場合を除く）
- ③ 受託者から「大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律」に規定する承認事業者又は認定事業者への移転
- ④ 技術研究組合（受託者）から組合員への移転
- ⑤ 共有の知的財産権の持分放棄

#### 専用実施権等

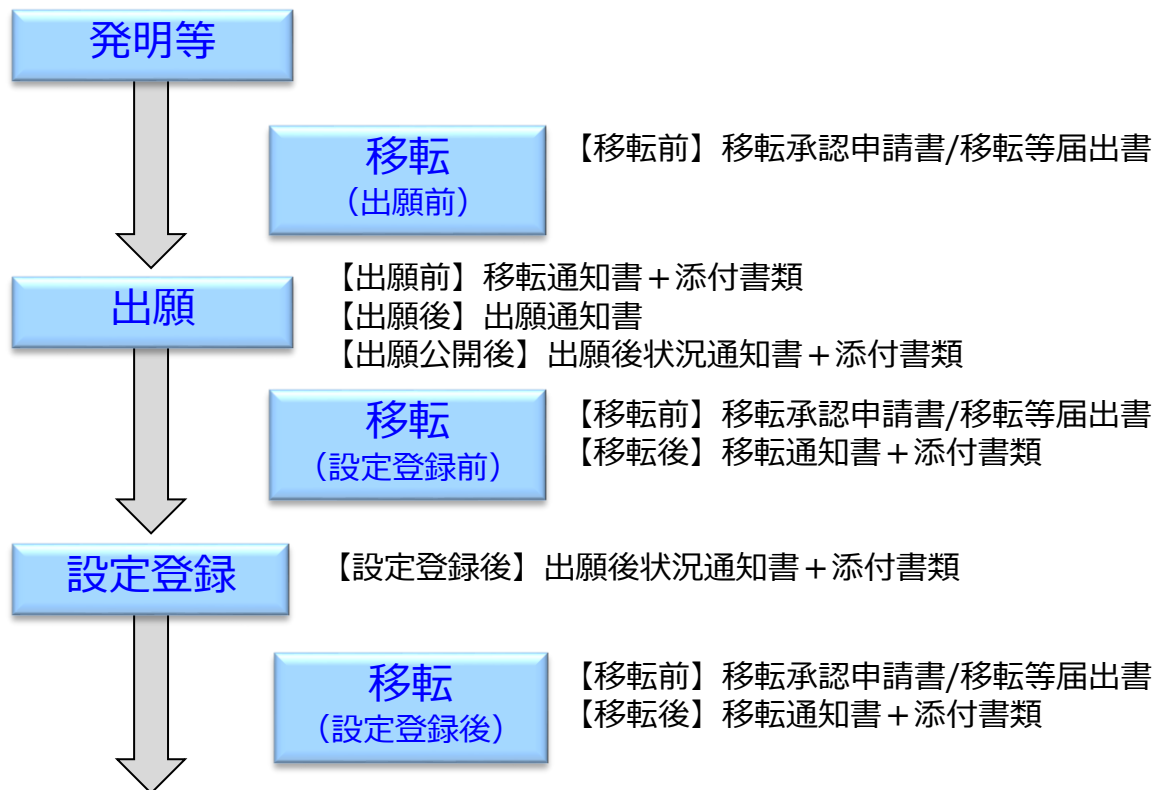
- ②' 受託者（株式会社）から受託者の子会社又は親会社への設定又は移転の承諾（子会社又は親会社が日本国外に存する場合を除く）
- ③' 受託者から「大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律」に規定する承認事業者又は認定事業者への設定又は移転の承諾
- ④' 技術研究組合（受託者）から組合員への設定又は移転の承諾



## 凡例

- 出願通知書：産業財産権出願通知書
- 出願後状況通知書：産業財産権等出願後状況通知書
- 移転承認申請書：知的財産権移転承認申請書
- 移転等届出書：知的財産権移転等届出書
- 移転通知書：知的財産権移転通知書
- 利用届出書：知的財産権利用届出書
- 設定承認申請書：専用実施権等設定承認申請書
- 放棄届出書：知的財産権放棄届出書
- 持分放棄届出書：知的財産権持分放棄届出書
- 帰属届出書：知的財産権帰属届出書

以下同じ



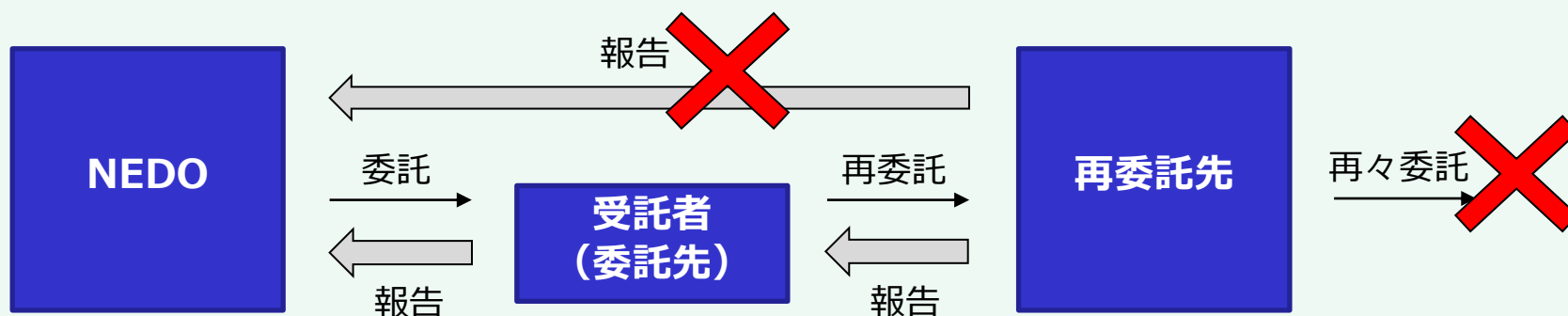
<b>実施</b> 自己実施/利用許諾	【利用又は利用許諾後】 利用届出書
<b>実施</b> 専用実施権等の 設定/移転	【設定/移転前】 設定承認申請書/移転等届出書 【設定/移転後】 利用届出書

<b>放棄</b>	【放棄前】 放棄届出書
<b>持分放棄</b>	【放棄前】 持分放棄届出書
<b>約款上の地位 の変更</b> 技術研究組合 →組合員	【解散前まで】 帰属届出書

バイ・ドール条項の1つである知的財産権に関する出願等の手続を行った場合のNEDOへの報告について、通知書等の提出者は下表のとおり。

## 通知書等の提出者

	提出者
通常の委託業務の場合	受託者
1つの委託業務で複数の受託者と契約した場合	受託者のうちいずれか一者でもよい
受託者が第三者に委託業務を再委託した場合	受託者 (再委託先ではない)



### 約款第32条第1項（一部加工）【出願通知書】

乙（受託者）は、委託業務に係る産業財産権の出願又は申請を行ったときは、・・・甲（NEDO）が別に定める産業財産権出願通知書1通を・・・甲（NEDO）に提出するものとする。

### 約款（再委託版）第31条第1項（一部加工）【出願通知書】

乙（再委託先）は、委託業務に係る産業財産権の出願又は申請を行ったときは、・・・NEDOが定める産業財産権出願通知書1通を・・・甲（受託者）を通じてNEDOに提出するものとする。

## 発明者

- ・発明をした者（自然人）
- ・発明者には「特許を受ける権利<sup>\*6</sup>」が発生する【特許法第29条第1項】
- ・特許を受ける権利は移転（譲渡）可能、職務発明<sup>\*7</sup>【特許法第33条第1項、第35条】

## 出願人

- ・特許出願をする者
- ・自然人も法人も出願人になることができる
- ・発明者又は特許を受ける権利を承継した者のみ特許出願できる【特許法第49条第7号】
- ・出願人は第三者に特許を受ける権利を移転することができる【特許法第33条第1項】

## 特許権者（権利者）

- ・特許権を有する者
- ・特許が設定登録された場合、出願人が特許権者になる
- ・特許権者は第三者に特許権を移転することができる

### 注釈 特許を受ける権利<sup>\*6</sup>：

- ・国家に対して特許を請求する権利公権であるとともに請求権であり、かつ、財産権の一種であるともいうことができる
- ・特許権の設定登録による特許権の発生と同時に消滅

### Cf) 特許権：

- ・特許を受けた発明を権利者が一定期間独占的に実施することができる権利

特許法逐条解説

<https://www.jpo.go.jp/system/laws/rule/kaisetu/kogyoshoyu/document/chikujokaisetsu22/tokkyo.pdf>

日本弁理士会関西会

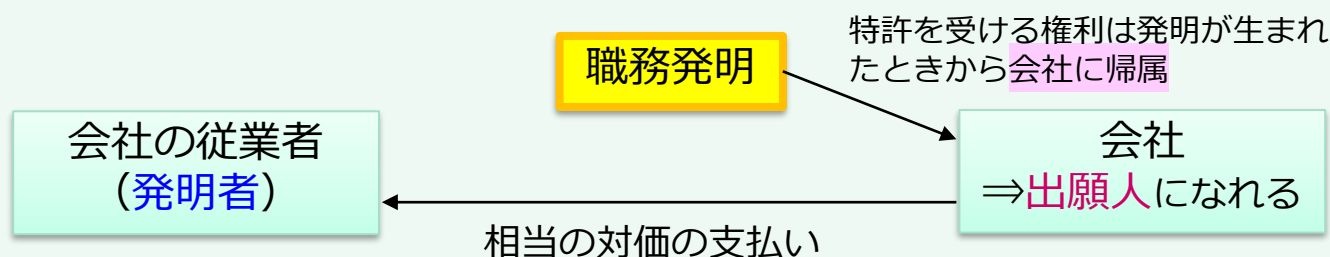
<https://www.kjpaa.jp/qa/46395.html>

<https://www.kjpaa.jp/qa/46439.html>

注釈 会社の従業員が職務上行う発明（職務発明）について\*7

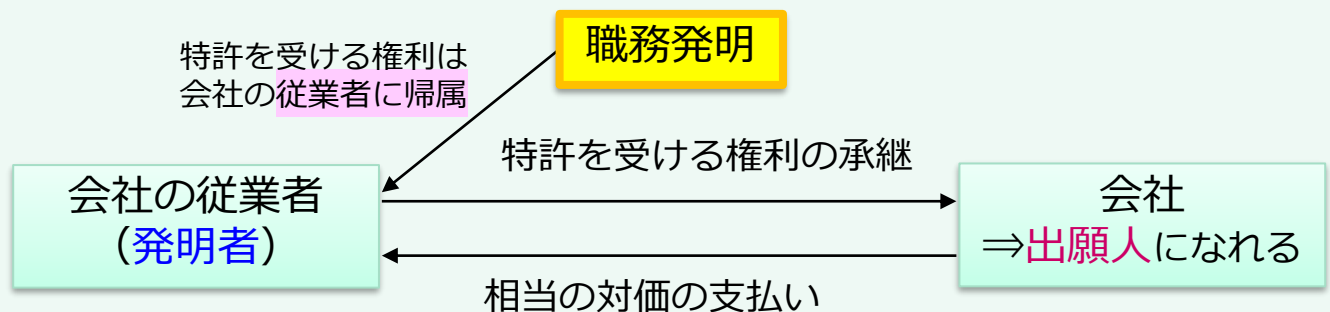
## 原始使用者等帰属

契約、勤務規則等において、あらかじめ会社に特許を受ける権利を取得させることを定めた場合  
【特許法第35条第3項】 【約款第28条】



## 原始従業者等帰属

契約、勤務規則等において、あらかじめ会社に特許を受ける権利を取得させることを定めていない場合



職務発明制度の概要

<https://www.jpo.go.jp/support/startup/document/index/shokumuhatsumeiseido.pdf>



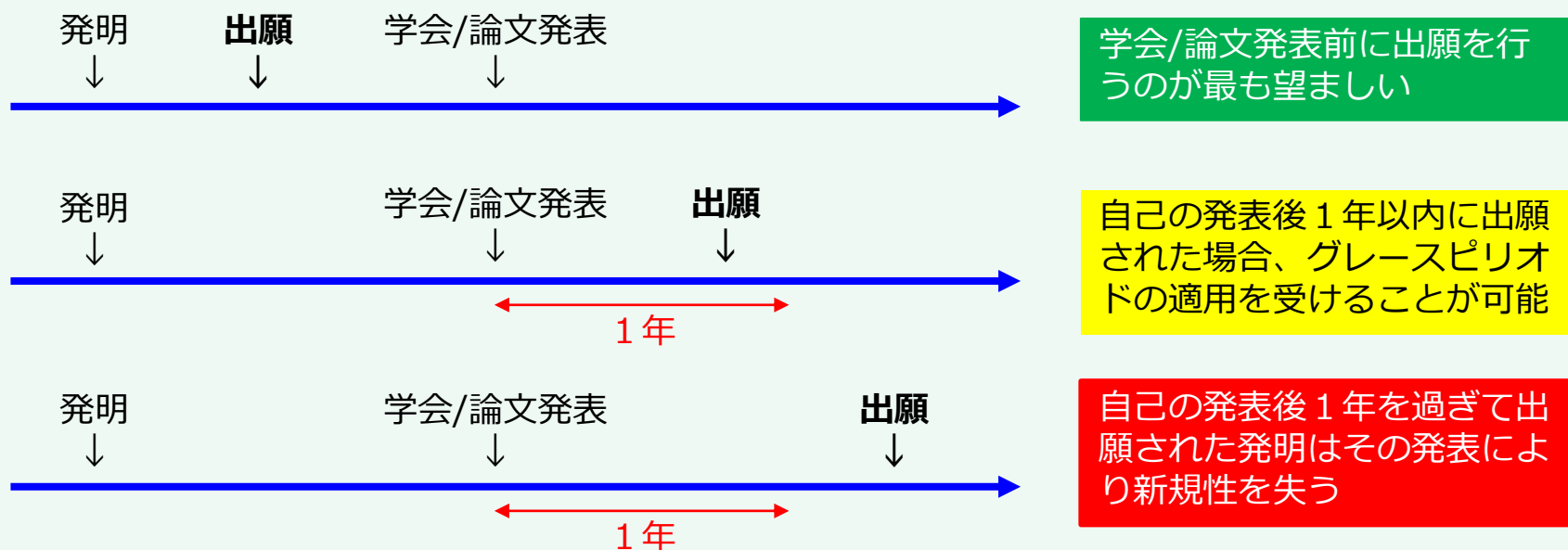
# 【参考】グレースピリオド(発明の新規性喪失の例外)

特許出願より前に公開された発明は、特許を受けることができない。

## グレースピリオド

特許出願前に公開され公知となった発明は、新規性を喪失し、特許を受けることができない。  
しかし、発明者本人による論文発表などにより自らの発明を公開した後に、その発明について特許出願しても特許を受けられないとすると、発明者にとって酷な場合がある。また、産業を発展させるために、発明の公表を目的とする特許法の趣旨にも反することになりかねない。  
そこで、救済措置として、発明の新規性喪失の例外規定が設けられており、**一定期間（現行1年）に限って、自己の開示によって特許性を否定されない例外が認められている。**(特許法第30条第2項～第4項)

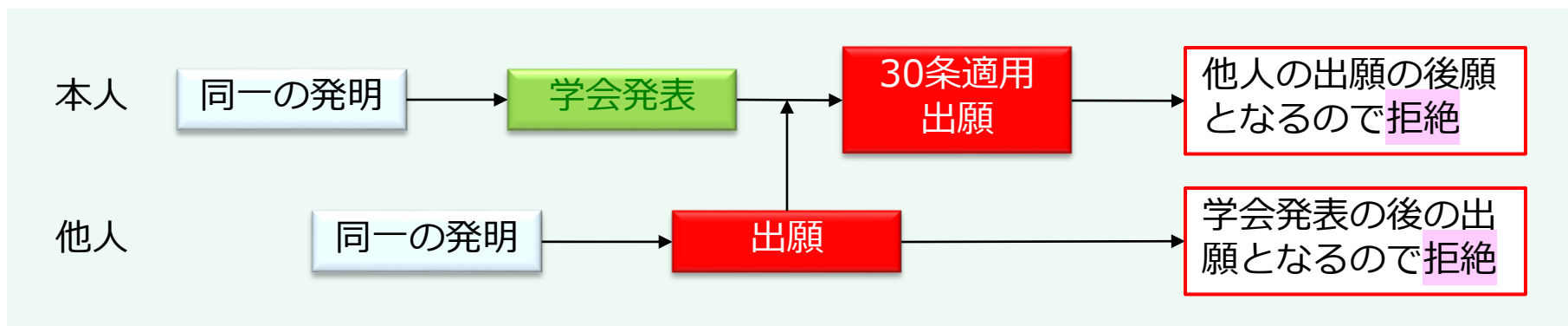
### 特許出願と学会/論文発表の時期



# 【参考】グレースピリオド(発明の新規性喪失の例外)

グレースピリオドの留意点 (日本の制度であって、外国出願の場合にはその国の制度が適用される。)

グレースピリオドは、あくまでも出願より前に公開された発明は、特許を受けることができないという原則に対する例外規定である。



学会発表と特許出願するまでの間に、その発明と同じ発明について他人が特許出願した場合、本人の特許出願は他人の特許出願の存在で拒絶され、他人の出願も学会発表により新規性が認められず拒絶される。この場合、いずれの者もその発明について特許を取得することはできない。

特許出願におけるグレースピリオドについて (特許庁)

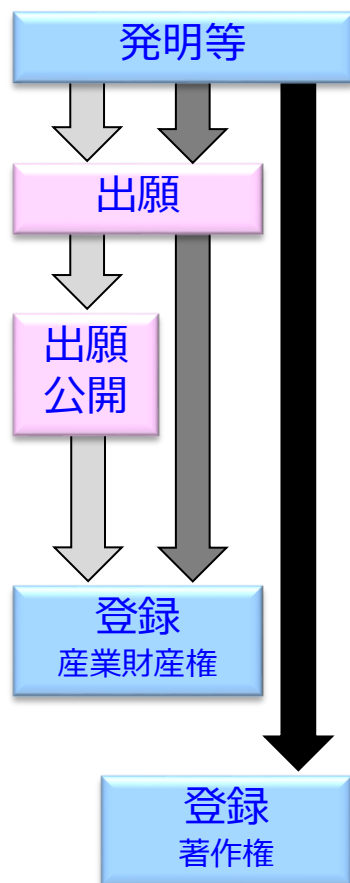
[https://www.chisou.go.jp/tiiki/kokusentoc\\_wg/hearing\\_s/141120siryou02.pdf](https://www.chisou.go.jp/tiiki/kokusentoc_wg/hearing_s/141120siryou02.pdf)

特許の新規性喪失の例外期間の延長 (特許庁)

[https://www.jpo.go.jp/system/laws/rule/kaisetu/2018/document/tokkyo\\_kaisei30\\_33/01.pdf](https://www.jpo.go.jp/system/laws/rule/kaisetu/2018/document/tokkyo_kaisei30_33/01.pdf)

## Ⅱ．出願に関する報告

# 提出書類と提出期限



	: 著作権
	: 特許権以外の産業財産権
	: 特許権

提出書類	出願通知書
提出期限	出願日又はPCT国内書面の提出日から60日以内（外国の場合は90日以内）

提出書類	出願後状況通知書 ・ 出願に関する書誌的事項*8が確認できる書類
提出期限	【特許権の場合】出願公開後（出願公開制度がない外国の場合は出願日から1年6月後） 【国内移行の場合】PCT国内書面の提出日から60日以内（外国の場合は90日以内） 【特許権以外の産業財産権の場合】出願通知書の提出後速やかに

提出書類	出願後状況通知書 ・ 登録に関する書誌的事項*9が確認できる書類
提出期限	登録公報発行日又は登録に関する公示日から60日以内（外国の場合は90日以内）

提出書類	出願後状況通知書 ・ 著作物に関する書誌的事項*10が確認できる書類 又は 著作物の電子ファイル
提出期限	速やかに

## 実施 自己実施/実施許諾

※ 実施は、登録後だけでなく出願中も可

提出書類	利用届出書
提出期限	自己実施 又は 実施許諾をした日から60日以内（外国の場合は90日以内）

## 放棄

※ 放棄は、登録後だけでなく出願前、出願中も可

提出書類	放棄届出書 / 持分放棄届出書
提出期限	放棄前

## 注釈

### 書誌的事項\*8 【出願後状況通知書】

出願番号又は申請番号、出願日又は申請日、優先権主張番号、優先権主張日、優先権主張国、出願人名又は申請人名、発明の名称

書誌的事項が確認できる書類

国内出願	・ 出願プルーフ（願書） ・ 明細書（発明の名称が確認できる頁のみ）
PCT国際出願	・ 願書 ・ 受領書（国際出願番号が確認できるもの）
PCT国内移行（日本）	・ 出願プルーフ（国内書面） ・ 出願番号通知 ・ 国際公開公報（国際公開前の場合は、国際出願の願書（優先権主張、発明の名称が確認できるもの））
PCT国内移行（外国）	・ 外国出願番号、国際出願番号、国際出願日、国内移行日、出願人名（全員）、発明の名称が確認できる書類
	<優先権主張がある場合> ・ 優先権主張の基になる出願の出願番号、出願日等のある通知書の記載事項が確認できる書類
	<原文が外国語で英語以外の場合> ・ 原文の該当箇所の訳文
EP加盟国国内移行	・ EP特許公報
	<加盟国独自の出願番号を出願通知書に記載する場合> ・ それを確認できる書類
	<原文が外国語で英語以外の場合> ・ 原文の該当箇所の訳文
外国直接出願／EP直接出願	・ 外国出願番号、EP出願番号、外国出願日、EP出願日、出願人名（全員）、発明の名称が確認できる書類
	<優先権主張がある場合> ・ 優先権主張の基になる出願の出願番号、出願日等のある通知書の記載事項が確認できる書類
	<原文が外国語で英語以外の場合> ・ 原文の該当箇所の訳文

国等の委託研究の成果に係る記載事項の記載例は、以下のとおり。

【書類名】	特許願
【整理番号】	○○○
【あて先】	特許庁長官 殿
【国際特許分類】	H01L ○○/○○
【発明者】	
【住所又は居所】	東京都千代田区霞が関3-4-3 特許株式会社内
【氏名】	発明 太郎
【特許出願人】	
【識別番号】	○○○○○○○○○○
【住所又は居所】	東京都千代田区霞が関3-4-3
【氏名又は名称】	特許株式会社
【代理人】	
【識別番号】	○○○○○○○○○○
【弁理士】	
【氏名又は名称】	代理 次郎
【国等の委託研究の成果に係る記載事項】	2018年度、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構○○/△△委託研究、産業技術力強化法第17条の適用を受ける特許出願
【手数料の表示】	
【予納台帳番号】	○○○○○○○
【納付金額】	14000
【提出物件の目録】	
【物件名】	特許請求の範囲 1
	(以下略)

原則登録研究員。ただし、発明者は全員記載すること。

願書には、国等の委託に係る研究の成果に係る出願である旨を記載する必要がある（特許法施行規則第23条第6項及び約款第32条第2項）  
※ 日本への出願、PCT国内書面のみ記載

原則PJメンバー

事業開始年度・PJ契約件名の大項目・中項目を記載

# 特許願 ~記載漏れによる補正~

国等の委託研究の成果に係る記載事項の記載を忘れた場合は、設定登録前であれば補正できる。

【書類名】 特許願  
 【整理番号】 ○○○  
 【あて先】 特許庁長官 殿  
 【国際特許分類】 H01L ○○/○○  
 【発明者】  
     【住所又は居所】 東京都千代田区霞が関3-4-3 特許株式会社内  
     【氏名】 発明 太郎  
 【特許出願人】  
     【識別番号】 ○○○○○○○○○○  
     【住所又は居所】 東京都千代田区霞が関3-4-3  
     【氏名又は名称】 特許株式会社  
 【代理人】  
     【識別番号】 ○○○○○○○○○○  
     【弁理士】  
     【氏名又は名称】 代理 次郎  
 [Redacted]  
 【手数料の表示】  
     【予納台帳番号】 ○○○○○○  
     【納付金額】 14000  
 【提出物件の目録】  
     【物件名】 特許請求の範囲 1  
     【物件名】 明細書 1  
     【物件名】 図面 1  
     【物件名】 要約書 1  
     【包括委任状番号】 ○○○○○○

出願時に国等の委託研究の成果に係る記載事項の忘れ



当該出願が特許庁に係属中であれば、特許願を補正することで、記載を追加することができる



【書類名】 手続補正書  
 【あて先】 特許庁長官 殿  
 【事件の表示】  
     【出願番号】 特願2023-000000  
 【補正をする者】  
     【識別番号】 ○○○○○○○○○○  
     【氏名又は名称】 特許株式会社  
     【代表者】 ○○ ○○  
 【手続補正1】  
     【補正対象書類名】 特許願  
     【補正対象項目名】 国等の委託研究の成果に係る記載事項  
     【補正方法】 追加  
 【補正の内容】  
     【国等の委託研究の成果に係る記載事項】 2018年度、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構○○/△ △委託研究、産業技術力強化法第17条の適用を受ける特許出願

# 【PMS】産業財産権出願通知書



## 産業財産権出願通知書

## 出願プルーフ

**\* 必須入力**

作成日	<input type="text"/>	<input type="button" value="日付"/>				
部 名	資産管理部					
住所	東京都千代田区霞が関3-4-3					
法人名	特許株式会社					
所属部課						
役職	知的財産部長					
氏名	資産 太郎					
出願国	日本					
出願に係る産業財産権の種類	特許権					
発明等の名称	〇〇の製造方法					
出願番号	2020-111111					
出願日	<input type="text"/>	<input type="button" value="日付"/>				
(PCT出願の国内移行の場合) 国際出願番号						
(PCT出願の国内移行の場合) 国際出願日	<input type="button" value="日付"/>					
(分割出願の場合) 原出願番号						
優先権主張	<input type="button" value="先の出願に基づく優先権主張"/>					
優先権の基礎となる情報	<table border="1"> <tr> <td>出願国</td> <td><input type="text" value="日本国"/></td> <td><input type="button" value="選択"/></td> <td><input type="text" value="2019-123456"/></td> </tr> </table>		出願国	<input type="text" value="日本国"/>	<input type="button" value="選択"/>	<input type="text" value="2019-123456"/>
出願国	<input type="text" value="日本国"/>	<input type="button" value="選択"/>	<input type="text" value="2019-123456"/>			
出願前の移転	<input checked="" type="radio"/> 無 <input type="radio"/> 有 (以下の移転日、移転元名称、移転先名称)					
備考						

代表者等、提出者の制限なし（担当者でも可）

2020-111111

先の出願に基づく優先権主張

出願国

出願前の移転の場合  
は、「出願前の移転」に「有」を選択し必要事項を入力

整理番号〇〇 特願2020-111111 (Proof) 提出日令和2年5月5日

【書類名】 特許願  
 【整理番号】 〇〇  
 【あて先】 特許庁長官 殿  
 【国際特許分類】 H01L 〇〇/〇〇  
 【発明者】  
 【住所又は居所】 東京都千代田区霞が関3-4-3  
 【氏名】 発明 太郎  
 【特許出願人】  
 【識別番号】 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇  
 【住所又は居所】 東京都千代田区霞が関3-4-3  
 【氏名又は名称】 特許株式会社  
 【代理人】  
 【識別番号】 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇  
 【弁理士】  
 【氏名又は名称】 代理 次郎  
 【先の出願に基づく優先権主張】  
 【出願番号】 特願2019-123456  
 【出願日】 令和1年5月5日  
 【国等の委託研究の成果に係る記載事項】 2018年度国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構〇〇/△△委託研究、産業技術力強化法第17条の適用を受ける特許出願  
 【手数料の表示】  
 【予納台帳番号】 〇〇〇〇〇〇  
 (以下略)

国内優先権



## パリ条約による優先権

パリ条約の同盟国(第一国)において特許出願した者が、その特許出願の出願書類に記載された内容について他のパリ条約の同盟国(第二国)に特許出願する場合に、新規性、進歩性等の判断に関し、第二国における特許出願について、第一国における出願の日(優先日)に出願されたのと同様の取扱いを受ける権利

特許・実用新案審査基準 (パリ条約による優先権)

[https://www.jpo.go.jp/system/laws/rule/guideline/patent/tukujitu\\_kijun/document/index/05\\_0100.pdf](https://www.jpo.go.jp/system/laws/rule/guideline/patent/tukujitu_kijun/document/index/05_0100.pdf)

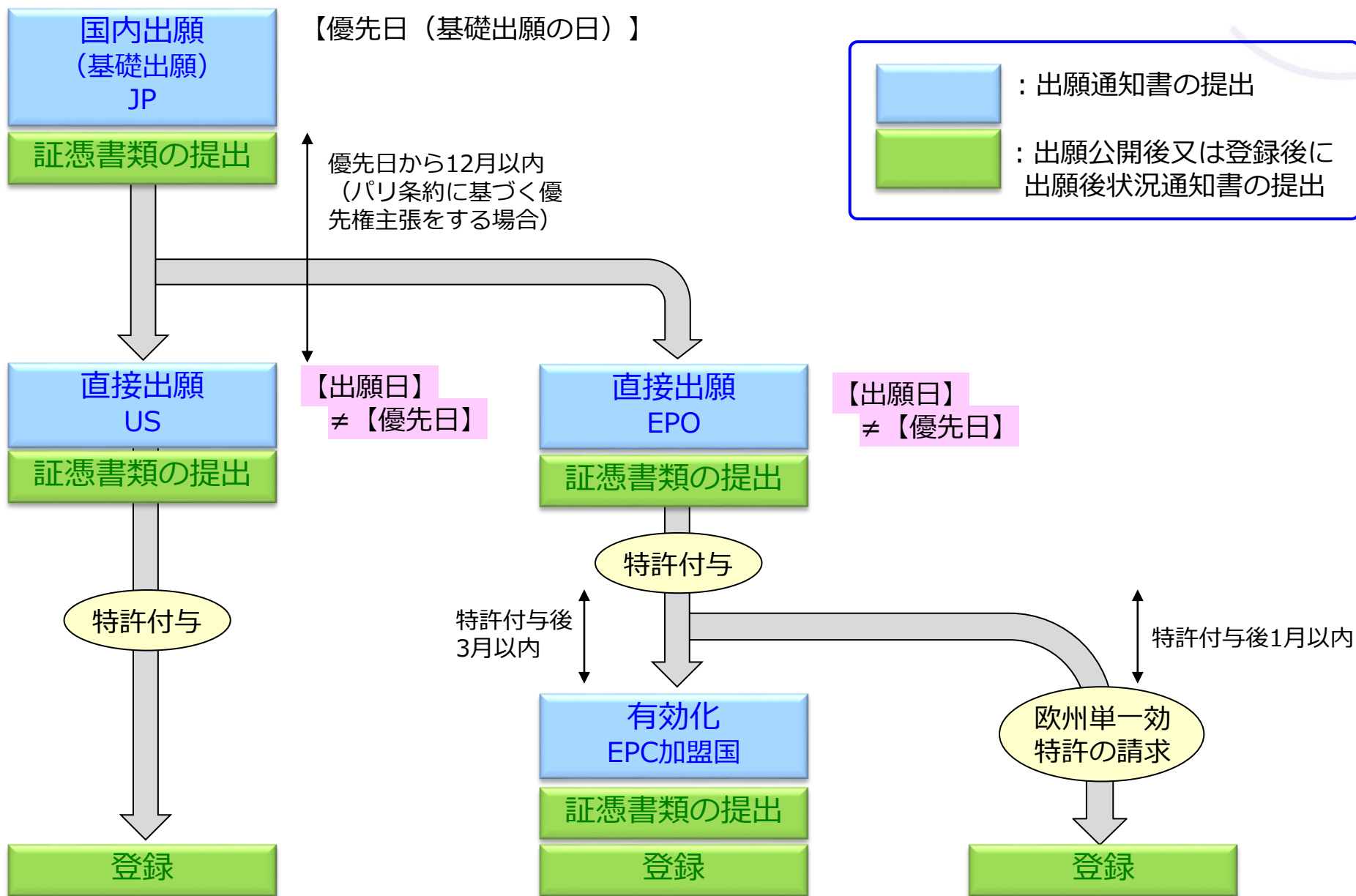
国内優先権 ※【PMS】「先の出願に基づく優先権主張」を選択

特許法第 41 条に規定される特許出願等に基づく優先権(国内優先権)制度とは、既に出願した自己の特許出願又は実用新案登録出願(先の出願)の発明を含めて包括的な発明としてまとめた内容を、優先権を主張して特許出願(後の出願)をする場合には、その包括的な特許出願に係る発明のうち、先の出願の出願当初の明細書、特許請求の範囲又は図面(当初明細書等)に記載されている発明について、新規性、進歩性等の判断に関し、出願の時を先の出願の時とするという優先的な取扱いを認めるもの

特許・実用新案審査基準 (国内優先権)

[https://www.jpo.go.jp/system/laws/rule/guideline/patent/tukujitu\\_kijun/document/index/05\\_0200.pdf](https://www.jpo.go.jp/system/laws/rule/guideline/patent/tukujitu_kijun/document/index/05_0200.pdf)

# 国際出願の流れ(国内出願 → 直接出願+パリ条約)



特許権は、原則、権利を取得した国のみで保護される。（属地主義）  
そのため、技術・発明を守りたい国ごとに特許出願して、権利を取得する必要がある。  
（日本の特許法に基づいて取得した特許権は、日本国内のみで有効）

## 特許協力条約

### （Patent Cooperation Treaty : PCT）

- ・ グローバルに増加する特許出願に対する出願人及び特許庁双方の負担を背景に生まれた特許分野における国際的な協力についての条約
- ・ 1978年発行
- ・ 締結国157か国（2023年3月現在）

## 国内移行

PCT国際出願はあくまで国際的な出願手続であり、特許権を付与するものではない。出願人は、PCT国際出願後、特許を取得したい国の国内手続に係属させる手続（国内移行手続）を行う必要がある。PCT国際出願が国内手続に係属された後は、各国の国内法令に基づいて実体審査が行われ、特許付与に至る。

## PCT国際出願

- ・ PCT国際出願書類（1通）をPCT加盟国の特許庁に提出すれば、すべてのPCT加盟国に対して国内出願をしたことと同じ扱いを受けることができる。
- ・ PCT国際出願に与えられた出願日（国際出願日）は、すべてのPCT加盟国における国内出願の出願日となる。

## 欧州単一効特許

欧州各国で特許を取得する場合、欧州特許庁（EPO）が欧州特許を付与した後、欧州各国における有効化の手続を経ずに、統一特許裁判所協定の全批准国で単一の効力を有する欧州特許を取得できる。

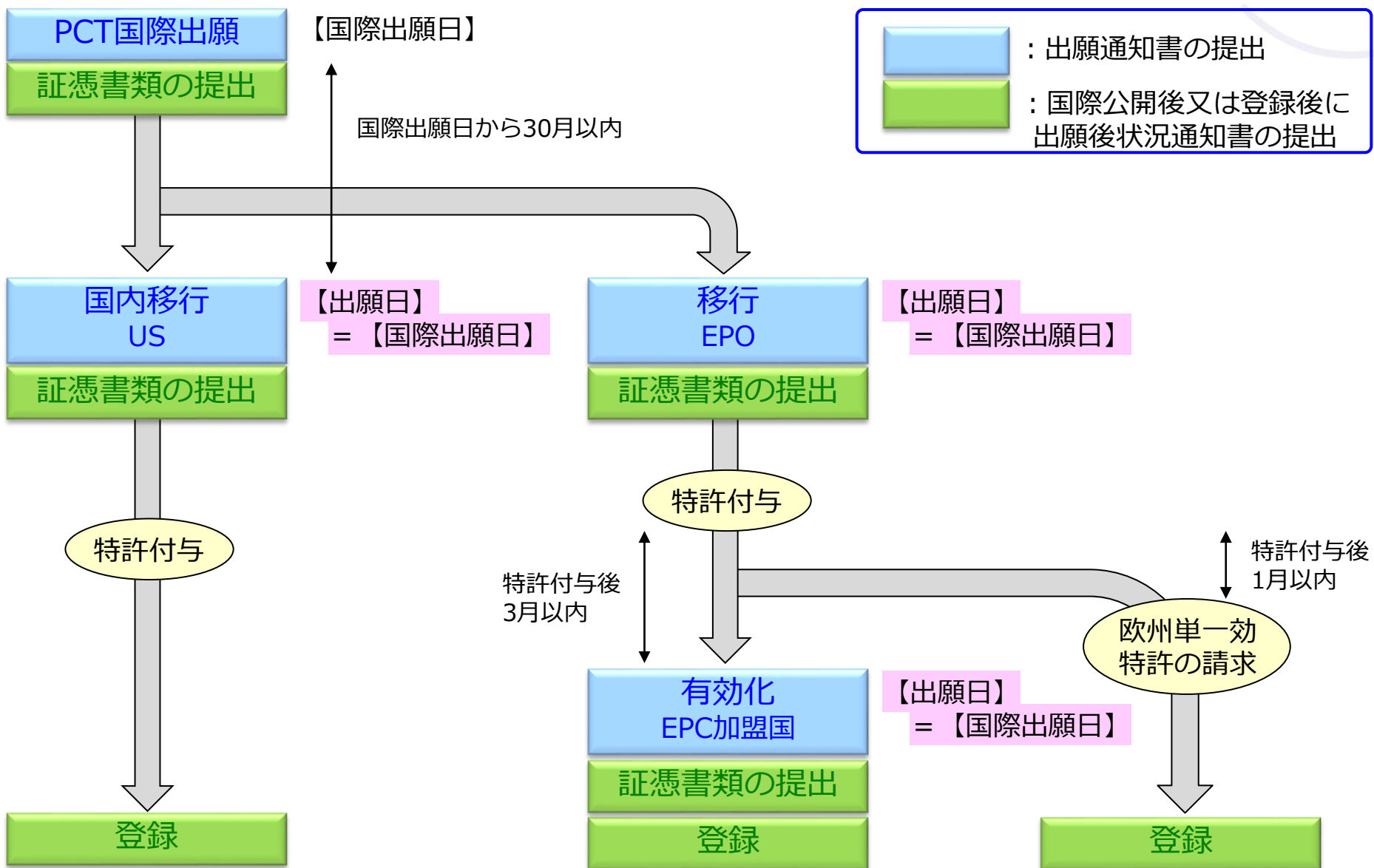
PCT国際出願制度（特許庁）

<https://www.jpo.go.jp/system/patent/pct/seido/index.html>

欧州単一特許制度がついに始動（JETRO）

<https://www.jetro.go.jp/biznews/2023/06/f0ecaf9f2c6e2f80.html>

# 国際出願の流れ (PCT国際出願)





## 特許協力条約に基づく国際出願 願書

出願人は、この国際出願が特許協力条約に従って処理されることを請求する。

受理官庁記入欄
国際出願番号
国際出願日
(交付印)
出願人又は代理人の署名記号(受領する場合は、最大12文字)

**第I欄 発明の名称**

この欄に記載した者は、発明者でもある。

**第II欄 出願人**  この欄に記載した者は、発明者でもある。

氏名(名称)及びあて名(姓・名の順に記載；個人は正式の定かな名称を記載；あて名は郵便番号及び国名も記載。下記の住所(国名)欄に表記が無い場合、この欄に表記されるあて名の国が、出願人の住所(国名)として扱われる。)

電子メールアドレス\*：  
電話番号：  
ファクシミリ番号：  
出願人登録番号：

\*電子メールの送付の依頼：以下に1印を付さない限り、電子メールによる通知を行う受理官庁、国際調査機関及び国際事務局が、上記に記載されたアドレスに電子メールのみで通知を送付することを承諾する。  
 郵便のみによる通知の送付を希望する。

国籍(国名)： 住所(国名)：

この欄に記載した者は、次の指定国についての出願人である： すべての指定国  通知欄に記載した指定国

**第III欄 その他の出願人又は発明者**

その他の出願人又は発明者が続報に記載されている。

**第IV欄 代理人又は共通の代表者、通知のあて名**

次に記載された者は、国際機関において出願人のために行動する： 代理人  共通の代表者

氏名(名称)及びあて名(姓・名の順に記載；個人は正式の定かな名称を記載；あて名は郵便番号及び国名も記載)

電子メールアドレス\*：  
電話番号：  
ファクシミリ番号：  
代理人登録番号：

\*電子メールの送付の依頼：以下に1印を付さない限り、電子メールによる通知を行う受理官庁、国際調査機関及び国際事務局が、上記に記載されたアドレスに電子メールのみで通知を送付することを承諾する。  
 郵便のみによる通知の送付を希望する。

通知の宛先のあて名：代理人又は共通の代表者が選任されておらず、上記特許内に特許通知が送付されるあて名を記載している場合は、1印を付す。

**第III欄 その他の出願人又は発明者**

この続報を使用しないときは、この用紙を願書に含めないこと。

氏名(名称)及びあて名(姓・名の順に記載；個人は正式の定かな名称を記載；あて名は郵便番号及び国名も記載。下記の住所(国名)欄に表記が無い場合、この欄に表記されるあて名の国が、出願人の住所(国名)として扱われる。)

この欄に記載した者は、次に該当する：  
 出願人のみである。  
 出願人及び発明者である。  
 発明者のみである。(ここに1印を付したときは、以下に記入しないこと)

出願人登録番号：

国籍(国名)： 住所(国名)：

この欄に記載した者は、次の指定国についての出願人である： すべての指定国  通知欄に記載した指定国

氏名(名称)及びあて名(姓・名の順に記載；個人は正式の定かな名称を記載；あて名は郵便番号及び国名も記載。下記の住所(国名)欄に表記が無い場合、この欄に表記されるあて名の国が、出願人の住所(国名)として扱われる。)

この欄に記載した者は、次に該当する：  
 出願人のみである。  
 出願人及び発明者である。  
 発明者のみである。(ここに1印を付したときは、以下に記入しないこと)

出願人登録番号：

国籍(国名)： 住所(国名)：

この欄に記載した者は、次の指定国についての出願人である： すべての指定国  通知欄に記載した指定国

氏名(名称)及びあて名(姓・名の順に記載；個人は正式の定かな名称を記載；あて名は郵便番号及び国名も記載。下記の住所(国名)欄に表記が無い場合、この欄に表記されるあて名の国が、出願人の住所(国名)として扱われる。)

この欄に記載した者は、次に該当する：  
 出願人のみである。  
 出願人及び発明者である。  
 発明者のみである。(ここに1印を付したときは、以下に記入しないこと)

出願人登録番号：

国籍(国名)： 住所(国名)：

この欄に記載した者は、次の指定国についての出願人である： すべての指定国  通知欄に記載した指定国

その他の出願人又は発明者が他の続報に記載されている。

※ 1ページ目と2ページ目(3ページ目以降省略)

# PCT国際出願から日本国への国内移行



整理番号：JP14072000 PCT/JP2014/072100(Proof) 提出日：○年○月○日

【書類名】 国内書面  
 【整理番号】 JP14072000  
 【提出日】 平成27年○月○日  
 【あて先】 特許庁長官  
 【出願の表示】  
     【国際出願番号】 PCT/JP2014/072100  
     【出願の区分】 特許  
 【発明者】  
     【住所又は居所】 川崎市幸区大宮町1310番地 ○○株式会社内  
     【氏名】 ○○ ○○  
 【特許出願人】  
     【識別番号】 0 0 0 1 2 3 4 5 6  
     【氏名又は名称】 ○○○株式会社  
 【代理人】  
     【識別番号】 ○○○○○  
     【弁理士】  
     【氏名又は名称】 便利 太郎  
 【国等の委託研究の成果に係る記載事項】 2012年度、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構「○○/△△の委託研究、産業技術力強化法第17条の適用を受ける特許出願  
 【手数料の表示】  
     【予納台帳番号】 ○○○○○  
     【納付金額】 14000  
 【提出物件の目録】  
     【包括委任状番号】 ○○○○○

・日本国内へ移行する国内書面を提出する際は、記載必要  
 ・PCT国際出願の願書には国等の委託研究の成果に係る記載事項はないので、記載不要

整理番号:発送番号：00000 発送日 ○年○月○日

出願番号通知

○年○月○日  
 特許庁長官

出願人 0 0 0 1 2 3 4 5 6  
 ○○○株式会社

国内書面差出日 平成27年○月○日

あなたの国際出願に基づく出願の日本国内出願番号は記載の通りです。

国際出願番号  
 PCT/JP2014/072100

出願番号  
 特願2014-540000

# 【PMS】産業財産権出願通知書(PCT国際出願と国内移行)



## 産業財産権出願通知書

作成日	*	<input type="text"/>	
部 名		資産管理部	
住所	*	東京都千代田区霞が関3-4-3	
法人名		特許株式会社	
所属部課		<input type="text"/>	
役職		知的財産部長	
氏名	*	資産 太郎	

代表者等、提出者の制限なし  
(担当者でも可)

【PCT国際出願の場合】  
「PCT(全指定)」or「その他」(JPのみ除外の場合等)  
【国内移行の場合】  
指定国「日本」or「外国」(⇒更に特定の国を選択 (EP:欧州特許庁を含む) )

出願国	*	日本	
出願に係る産業財産権の種類	*	特許権	
発明等の名称	*	〇〇の製造方法	
出願番号	*	2022-543210	
出願日	*	2022.06.01	
(PCT出願の国内移行の場合) 国際出願番号		JP2022/666666	
(PCT出願の国内移行の場合) 国際出願日		2022.06.01	
(分割出願の場合) 原出願番号		<input type="text"/>	
(分割出願の場合) 原出願日		<input type="text"/>	

【PCT国際出願の場合】 国際出願番号  
【国内移行の場合】 国内出願番号  
【EP出願の場合】 EP出願番号

【PCT国際出願から国内移行の場合】  
いかなる場合も、国際出願日と同日  
(国内移行した日 (国内書面差出日) で  
はない)

PCT国際出願から国内移行した場合に記載。  
優先権の基礎出願ではない。

PCT国際出願から国内移行した場合に記載。  
PCT国際出願した日



# 経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律の規定による特許出願の非公開に対する対応(1)

1. 経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律（以下この項目において「法」という。）の施行に伴い、法「第五章 特許出願の非公開」に係る各種通知を受領した場合及び書類等を提出した場合には、改正後の約款第32条の2及び改訂後のNEDOプロジェクトにおける知財マネジメント基本方針に基づいて、産業財産権等出願後状況通知書に添付してNEDOに遅滞なく報告する必要がある。

例：①保全審査に付することを求める旨の申出（法第66条第2項）

②内閣総理大臣へ送付をした旨の通知（法第66条第3項）

③申出に基づく内閣総理大臣へ送付しないと判断した旨の通知（法第66条第10項）

④保全対象となり得る発明の内容の通知（法第67条第9項）

⑤出願を維持する場合の法第67条第9項に規定する書類（法第67条第10項）

⑥保全審査の打切りの通知及び打切りへの弁明書面(提出した場合)（法第69条第2項）

⑦保全指定の通知（法第70条第1項）

⑧保全指定の期間延長の通知（法第70条第5項）

⑨保全指定を必要としない旨の通知（法第71条）

⑩保全対象発明の実施許可の申請書の提出（法第73条第2項）

⑪保全対象発明の実施許可の通知（法第73条第3項）

⑫保全対象発明の実施許可の条件違反による出願却下の通知（法第73条第6項）

⑬出願却下の理由通知及び弁明書面(提出した場合)（法第73条第7項）

⑭保全対象発明の内容の開示による出願却下の通知（法第74条第2項）

⑮出願却下の理由通知及び弁明書面(提出した場合)（法第74条第3項）

⑯新たな事業者による保全対象発明に係る情報取扱いの事前承認の申出（法第76条第1項）

⑰発明共有事業者の変更の届出（法第76条第2項）

# 経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律の規定による特許出願の非公開に対する対応(2)

- ⑱ 保全指定解除又は満了の通知（法第77条第2項）
- ⑲ 外国出願禁止違反に対する出願却下の通知（法第78条第5項）
- ⑳ 出願却下の理由への弁明書面(提出した場合)（法第78条第6項）
- ㉑ 外国出願禁止かどうかの確認の求め（法第79条第1項）
- ㉒ 外国出願が禁止されない旨の回答（法第79条第2項）
- ㉓ 外国出願が禁止されるか否かの回答（法第79条第4項）

## 2. 書誌的事項を確認できる書類の提出(改訂後の知財マネジメント基本方針に基づく)

### (1) 特許出願（日本出願、PCT出願、外国出願）

出願公開（外国における同様の制度及び国際公開を含む）後遅滞なく又は出願公開制度がない場合には1年6月経過後遅滞なく、出願後状況通知書に添付して提出。

### (2) PCT出願を行った後の国内移行手続

国内移行手続を行った後60日（日本以外を指定官庁とする場合には90日）以内に、出願後状況通知書に添付して提出。ただし、国際公開されていない場合には、国際公開後遅滞なく、出願後状況通知書に添付して提出。

### (3) 特許権以外の産業財産権の出願又は申請（「その他の産業財産権出願」）

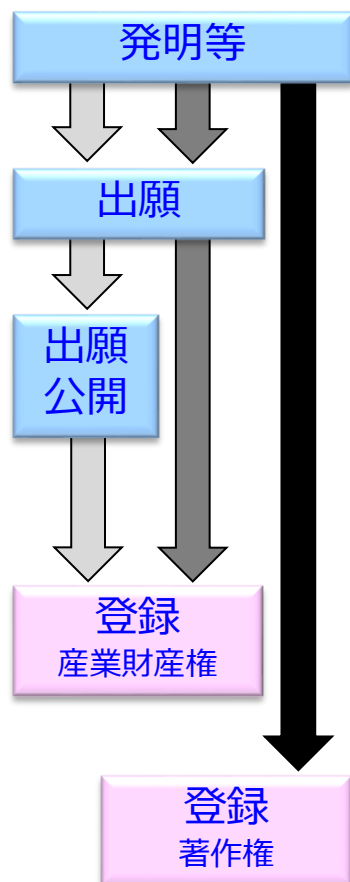
出願通知書をその他の産業財産権出願を行った日から60日以内（ただし、外国へのその他の産業財産権出願の場合は90日以内。）にNEDOに提出した後、速やかに出願後状況通知書に添付して提出。

## 3. 保全指定されうる発明内容のNEDOへの不提示

法第65条第1項に規定する明細書等に記載された発明については、原則NEDOに提示しないこと。

## Ⅲ. 登録に関する報告

# 提出書類と提出期限



	: 著作権
	: 特許権以外の産業財産権
	: 特許権

提出書類	出願通知書
提出期限	出願日又はPCT国内書面の提出日から60日以内（外国の場合は90日以内）

提出書類	出願後状況通知書 ・ 出願に関する書誌的事項*8が確認できる書類
提出期限	【特許権の場合】出願公開後（出願公開制度がない外国の場合は出願日から1年6月後） 【国内移行の場合】PCT国内書面の提出日から60日以内（外国の場合は90日以内） 【特許権以外の産業財産権の場合】出願通知書の提出後速やかに

提出書類	出願後状況通知書 ・ 登録に関する書誌的事項*9が確認できる書類
提出期限	登録公報発行日又は登録に関する公示日から60日以内（外国の場合は90日以内）

提出書類	出願後状況通知書 ・ 著作物に関する書誌的事項*10が確認できる書類 又は 著作物の電子ファイル
提出期限	速やかに

## 実施 自己実施/実施許諾

※ 実施は、登録後だけでなく出願中も可

提出書類	利用届出書
提出期限	自己実施 又は 実施許諾をした日から60日以内（外国の場合は90日以内）

## 放棄

※ 放棄は、登録後だけでなく出願前、出願中も可

提出書類	放棄届出書 / 持分放棄届出書
提出期限	放棄前

## 注釈

### 書誌的事項\*9 【出願後状況通知書】

出願番号（回路配置利用権及び育成者権を除く）、登録番号、登録日、権利者名、発明等の名称

書誌的事項が確認できる書類

国内登録	・ 特許公報1ページ目及び最終ページ、特許証、特許原簿、J-PlatPatの登録情報 のうちいずれか一つ
外国登録	・ 特許証、登録通知、特許公報、代理人等のレター等
	<EPC加盟国の国内移行登録の場合> ・ EP特許公報
	<加盟国独自の出願番号を出願通知書に記載する場合> ・ それを確認できる書類
	<原文が外国語で英語以外の場合> ・ 原文の該当箇所の訳文

### 書誌的事項\*10 【著作権】

創作又は公表年月日、著作物の題号、著作者等

書誌的事項が確認できる書類

著作権	・ 概要ペーパー（受託者が作成したもの） <登録した場合> ・ 登録申請の書類
-----	--

# 書誌的事項が確認できる書類 (特許公報)

JP 4310478 B2 2009. 8. 12

(19) 日本国特許庁 (JP) (12) 特許公報 (B2) (11) 特許番号  
特許第4310478号  
(P4310478)

(45) 発行日 平成21年8月12日 (2009. 8. 12) (24) 登録日 平成21年5月22日 (2009. 5. 22)

(51) Int. Cl.		F I	
C07C 217/08	(2006.01)	C07C 217/08	CSP
C07F 5/02	(2006.01)	C07F 5/02	B
C07D 295/08	(2006.01)	C07D 295/08	Z
C07D 295/02	(2006.01)	C07D 295/02	Z
H01M 10/40	(2006.01)	H01M 10/40	A

書誌的事項

請求項の数 9 (全 17 頁) 最終頁に続く

(21) 出願番号	特願2005-516633 (P2005-516633)	(73) 特許権者	301021533
(86) (22) 出願日	平成16年12月24日 (2004.12.24)		
(86) 国際出願番号	PCT/JP2004/019323		
(87) 国際公開番号	W02005/063773	(72) 発明者	松本 一
(87) 国際公開日	平成17年7月14日 (2005. 7. 14)		
審査請求日	平成18年4月26日 (2006. 4. 26)		
(31) 優先権主張番号	特願2003-431700 (P2003-431700)	(72) 発明者	周 志彬
(32) 優先日	平成15年12月26日 (2003.12.26)		
(33) 優先権主張国	日本国 (JP)		
(31) 優先権主張番号	特願2004-19074 (P2004-19074)		
(32) 優先日	平成16年1月27日 (2004. 1. 27)		
(33) 優先権主張国	日本国 (JP)		
(31) 優先権主張番号	特願2004-19076 (P2004-19076)		
(32) 優先日	平成16年1月27日 (2004. 1. 27)		
(33) 優先権主張国	日本国 (JP)		

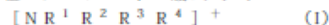
最終頁に続く

(54) 【発明の名称】 イオン性液体、その製造法、それを含む二重層キャパシタおよびリチウム電池

(57) 【特許請求の範囲】

【請求項 1】

$[BF_3(C_nF_{2n+1})]^-$  (式中、n は 1、2、3 または 4 を示す) で表される少なくとも 1 種のアニオンと、一般式 (I)



【式中、 $R^1 \sim R^4$  は、同一又は異なって、炭素数 1~10 の直鎖又は分枝を有するアルキル基、前記のアルキル基の水素原子の少なくとも 1 つがフッ素原子で置換された炭素数 1~10 の直鎖又は分枝を有するフルオロアルキル基、(O-前記アルキル)構造を有する炭素数 1~10 の直鎖又は分枝を有するアルコキシ基、 $-(CH_2)_{n-1}-O-(CH_2CH_2O)_{n-2}-(C_1-C_4$  アルキル)、 $-(CH_2)_{n-1}-O-(CH_2CH(CH_3)O)_{n-2}-(C_1-C_4$  アルキル)、もしくは  $-(CH_2)_{n-1}-O-(CH(CH_3)CH_2O)_{n-2}-(C_1-C_4$  アルキル: n 1 は 1~4 の整数、n 2 は 1~4 の整数) の一般式で表され、前記の  $C_1-C_4$  アルキルが、メチル、エチル、n-プロピル、イソプロピル、n-ブチル、イソブチル、sec-ブチル、tert-ブチルからなる群より選ばれる少なくとも一種類のアルキルであることを特徴とするポリエーテル基または炭素数 1~6 の直鎖又は分枝を有するアルコキシ基と炭素数 1~6 の直鎖又は分枝を有するアルキル基からなるアルコシアルキル基を示し、或いは、 $R^1$  及び  $R^2$  は窒素原子と一緒になってピロリジン、ピペリジンまたはモルホリン環を形成してもよい。

但し、 $R^1 \sim R^4$  は、以下(1)~(11)の条件を満たすものとする:

(1)  $R^1$  及び  $R^2$  が窒素原子と一緒になってピロリジン、ピペリジンまたはモルホリン環

(17) JP 4310478 B2 2009. 8. 12

フロントページの続き

(51) Int. Cl.		F I	
H01M 6/16	(2006.01)	H01M 6/16	A
H01G 9/038	(2006.01)	H01G 9/00	301D

- (31) 優先権主張番号 特願2004-94275 (P2004-94275)
- (32) 優先日 平成16年3月29日 (2004.3.29)
- (33) 優先権主張国 日本国 (JP)
- (31) 優先権主張番号 特願2004-94293 (P2004-94293)
- (32) 優先日 平成16年3月29日 (2004.3.29)
- (33) 優先権主張国 日本国 (JP)
- (31) 優先権主張番号 特願2004-285706 (P2004-285706)
- (32) 優先日 平成16年9月30日 (2004.9.30)
- (33) 優先権主張国 日本国 (JP)

最終ページ  
書誌的事項の  
続き

- (56) 参考文献 特開2002-308884 (J P, A)
- 特開2002-187893 (J P, A)
- 特開2002-100403 (J P, A)

(58) 調査した分野(Int. Cl., DB名)

C07C 217/00  
C07D 295/00  
C07F 5/00  
H01G 9/00  
H01M 6/00  
H01M 10/00  
CA/REGISTRY (SIN)

書誌的事項が公報1ページ目上段に収まっていない場合は、公報の最終ページも添付

# 特許公報の取得方法

## ～特許情報プラットフォーム (J-PlatPat)から～



### J-PlatPatの簡易検索画面

The screenshot shows the J-PlatPat search interface. At the top, there is a navigation bar with links for 'English', 'サイトマップ', and 'ヘルプ一覧'. Below this, there are contact details for the help desk: 'ヘルプデスク (平日9:00-21:00) 03-3588-2751 helpdesk@j-platpat.innpi.go.jp'. The main search area has a search bar with the text '2002-0666XX' and a search button. Below the search bar, there are radio buttons for '四法全て', '特許・実用新案', '意匠', and '商標', and a checked checkbox for '自動絞り込み'. The search results section shows a table with columns for 'No.', '出願番号', '公開番号', '公告番号', '登録番号', '審判番号', 'その他', and '各種機能'. The '登録番号' column for the first result is highlighted with a red dashed box and a circled '2'.

特許・実用新案 意匠 商標 審判

ホーム > 簡易検索

簡易検索

特許・実用新案、意匠、商標について、キーワードや番号を入力してください。検索対象は  コチラをご覧ください。  
分類・日付等での詳細な検索をされる場合は、メニューから各検索サービスをご利用ください。

四法全て  特許・実用新案  意匠  商標  自動絞り込み

2002-0666XX 検索

検索結果一覧

特許・実用新案 (3) 意匠 (-) 商標 (-)

検索一覧オプション 閉じる

一覧画面の表示形式:  番号のみ  簡易書誌

文献表示画面の表示形式:  テキスト表示  PDF表示

No.	出願番号 ▲	公開番号 ▲	公告番号 ▲	登録番号 ▲	審判番号	その他	各種機能
1	特願2002-0666XX	特開2003-2730XX	-	特許38377XX	-	-	<input type="button" value="経過情報"/> <input type="button" value="OPD"/>

**J-PlatPatから特許公報の取得方法**  
簡易検索画面→①出願番号で検索→②登録番号をクリック→特許公報等

## IV. 移転に関する報告



# 知的財産権の移転手続の流れ

～出願前の移転～



発明等



移転申請

提出書類	移転承認申請書
提出期限	移転前

NEDO

承認

移転

移転通知

提出書類	移転通知書
	・承認書
提出期限	移転日から60日以内（外国の場合は90日以内）

出願

提出書類	出願通知書（出願前移転であることを記載）
提出期限	出願日から60日以内（外国の場合は90日以内）

提出書類	出願後状況通知書
	・出願に関する書誌的事項*8が確認できる書類
提出期限	【特許権の場合】出願公開後（出願公開制度がない外国の場合は出願日から1年6月後） 【特許権以外の産業財産権の場合】出願通知書の提出後速やかに

登録

提出書類	出願後状況通知書
	・登録に関する書誌的事項*9が確認できる書類
提出期限	登録公報発行日又は登録に関する公示日から60日以内（外国の場合は90日以内）

# 知的財産権の移転手続の流れ

～出願前の移転(事前承認を受けなくてもよい場合\*5場合/持分放棄による移転ではない場合)～

出願前における移転等届出書の提出についてPMSが対応していないことによる便宜上の対応

出願通知書(「出願番号」欄に管理番号等を記入)の提出

※ 出願前に移転等届出書を提出する際は、別途 chizai@ml.nedo.go.jpまで連絡のこと

移転届出

↓  
移転

↓  
移転通知

提出書類	移転等届出書
提出期限	移転前

提出書類	移転通知書 ・ 根拠となる契約書、規程等
提出期限	移転日から60日以内(外国の場合は90日以内)



出願

提出書類	出願通知書(出願前移転であることを記載)
提出期限	出願日から60日以内(外国の場合は90日以内)

提出書類	出願後状況通知書 ・ 出願に関する書誌的事項*8が確認できる書類
提出期限	【特許権の場合】出願公開後(出願公開制度がない外国の場合は出願日から1年6月後) 【特許権以外の産業財産権の場合】出願通知書の提出後速やかに

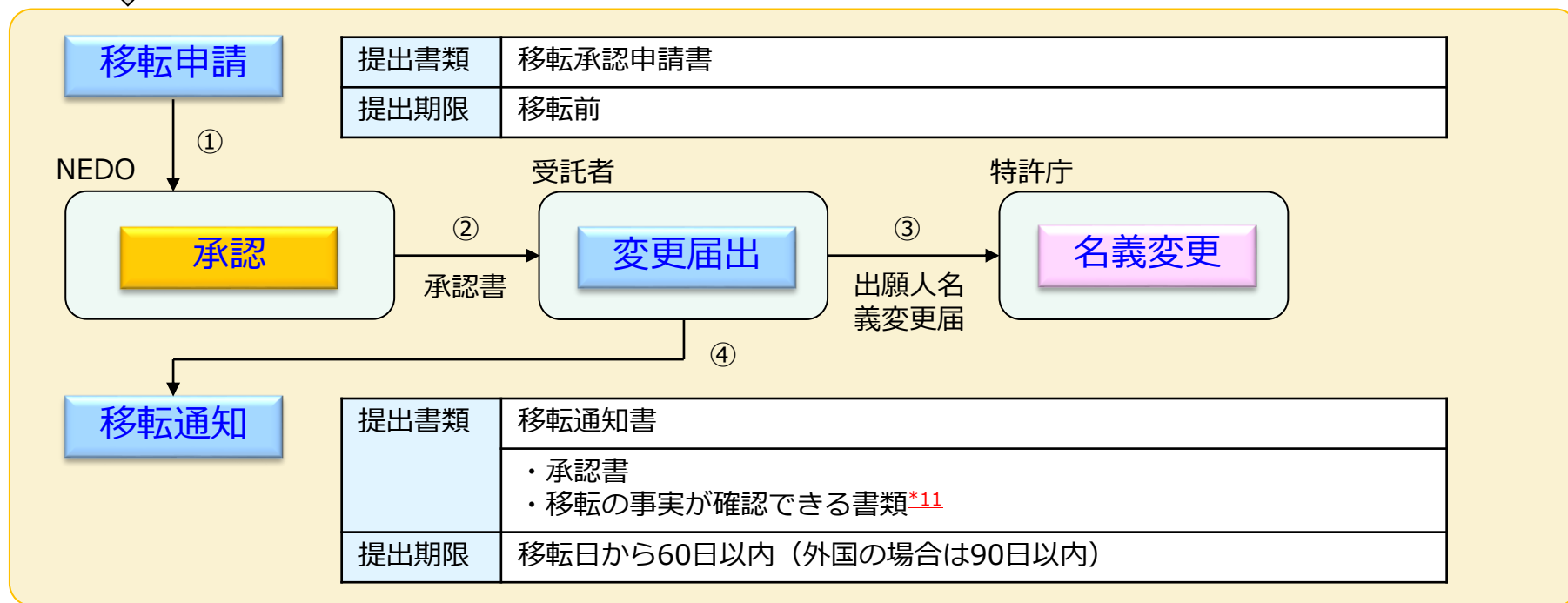
↓  
登録

提出書類	出願後状況通知書 ・ 登録に関する書誌的事項*9が確認できる書類
提出期限	登録公報発行日又は登録に関する公示日から60日以内(外国の場合は90日以内)

# 知的財産権の移転手続の流れ

## ～登録前の移転(出願人名義変更)～

出願	提出書類	出願通知書
	提出期限	出願日から60日以内 (外国の場合は90日以内)
	提出書類	出願後状況通知書
		・ 出願に関する書誌的事項*8が確認できる書類
	提出期限	【特許権の場合】 出願公開後 (出願公開制度がない外国の場合は出願日から1年6月後) 【特許権以外の産業財産権の場合】 出願通知書の提出後速やかに



登録	提出書類	出願後状況通知書
		・ 書誌的事項*9が確認できる書類
	提出期限	登録公報発行日又は登録に関する公示日から60日以内 (外国の場合は90日以内)

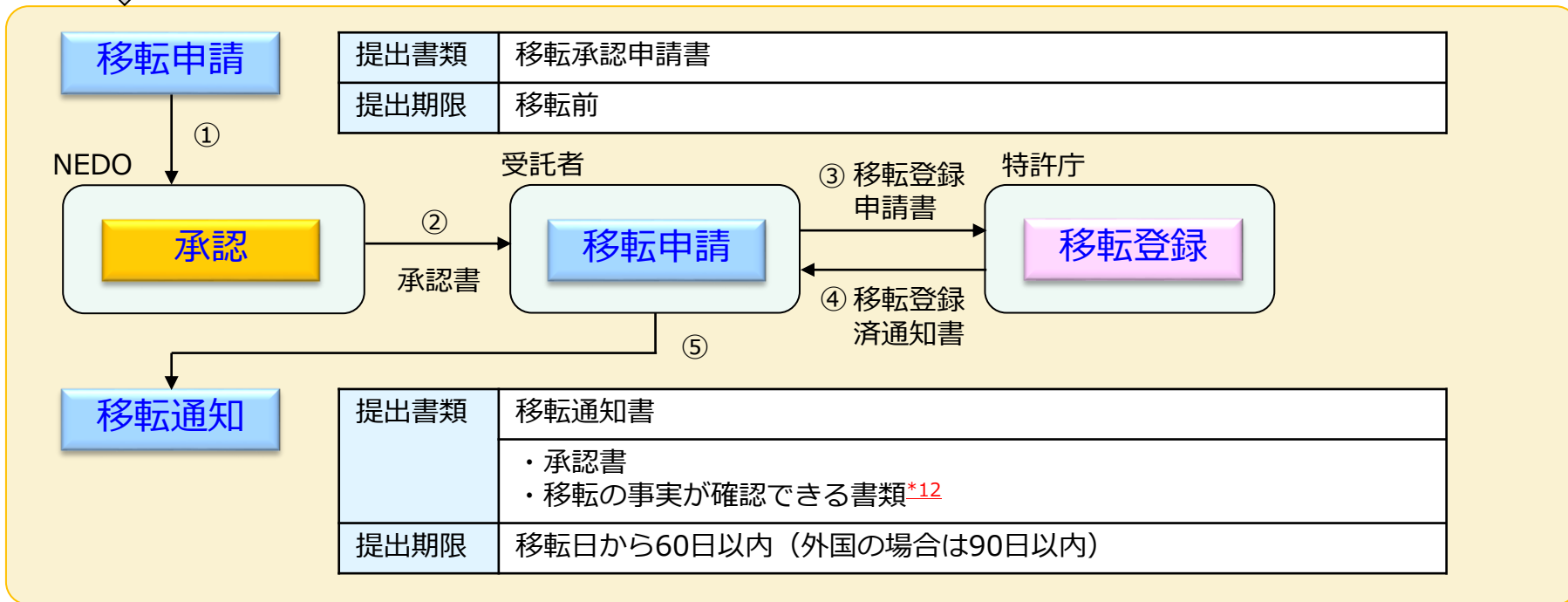
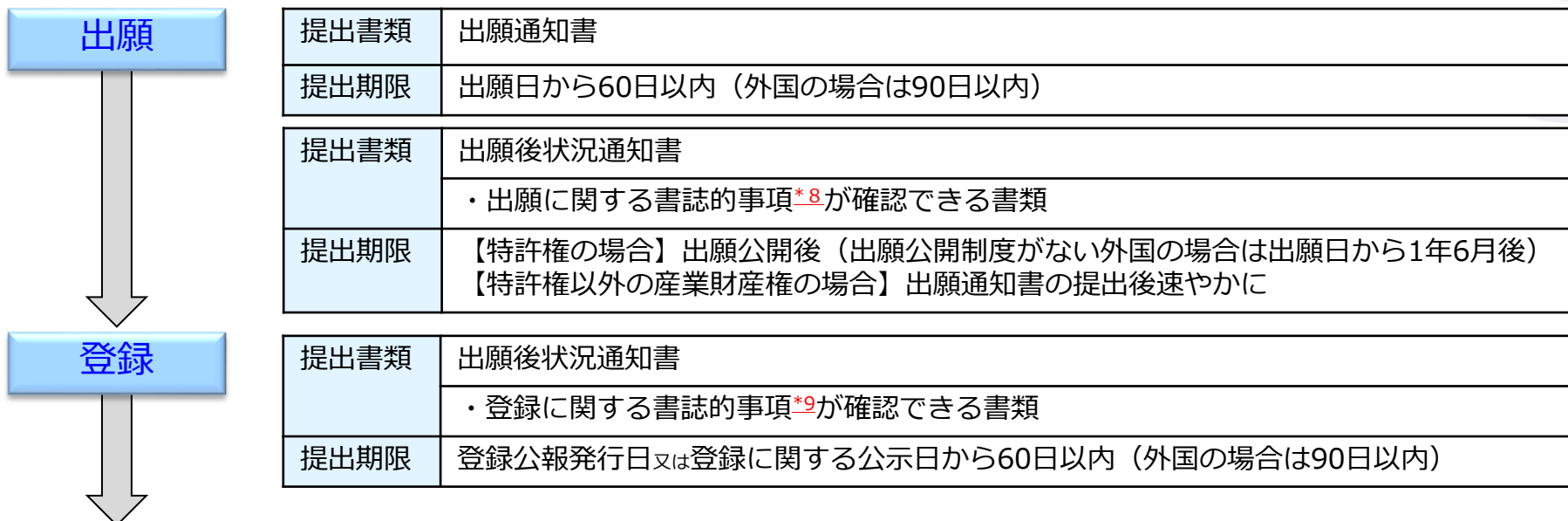
# 知的財産権の移転手続の流れ

～登録前の移転(事前承認を受けなくてもよい場合\*5場合/持分放棄による移転ではない場合)～



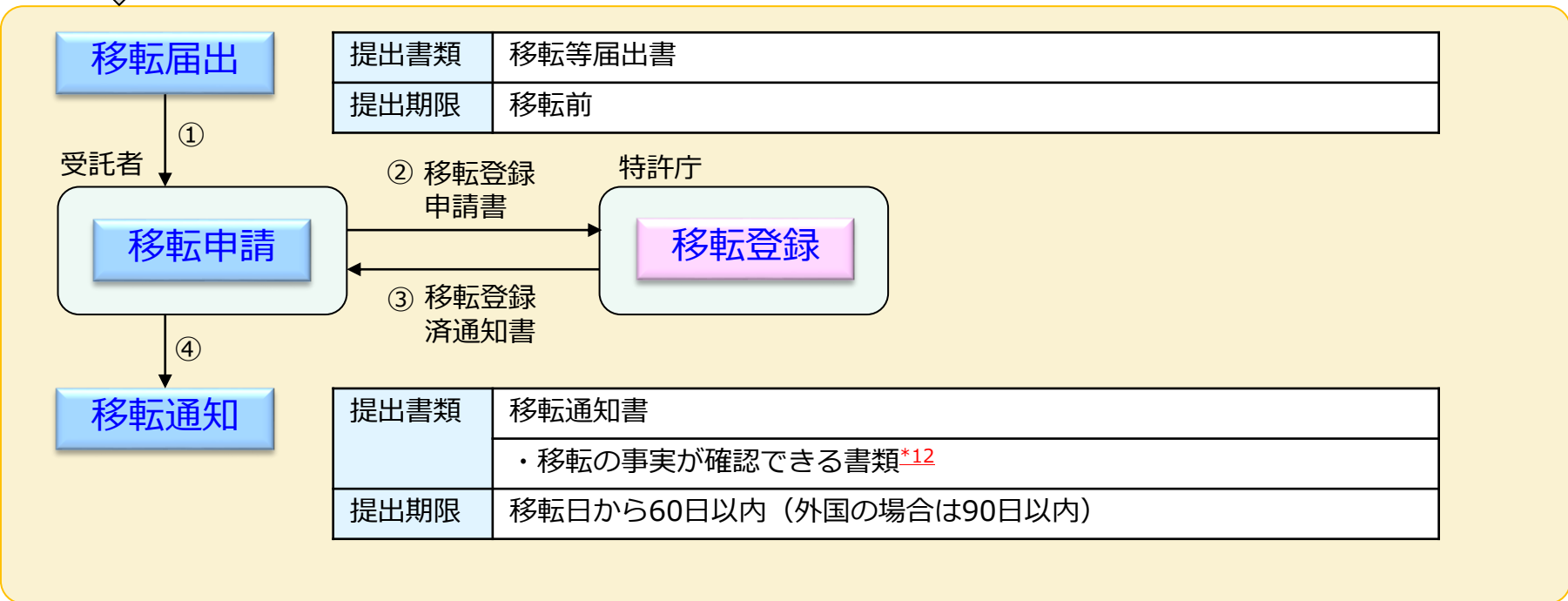
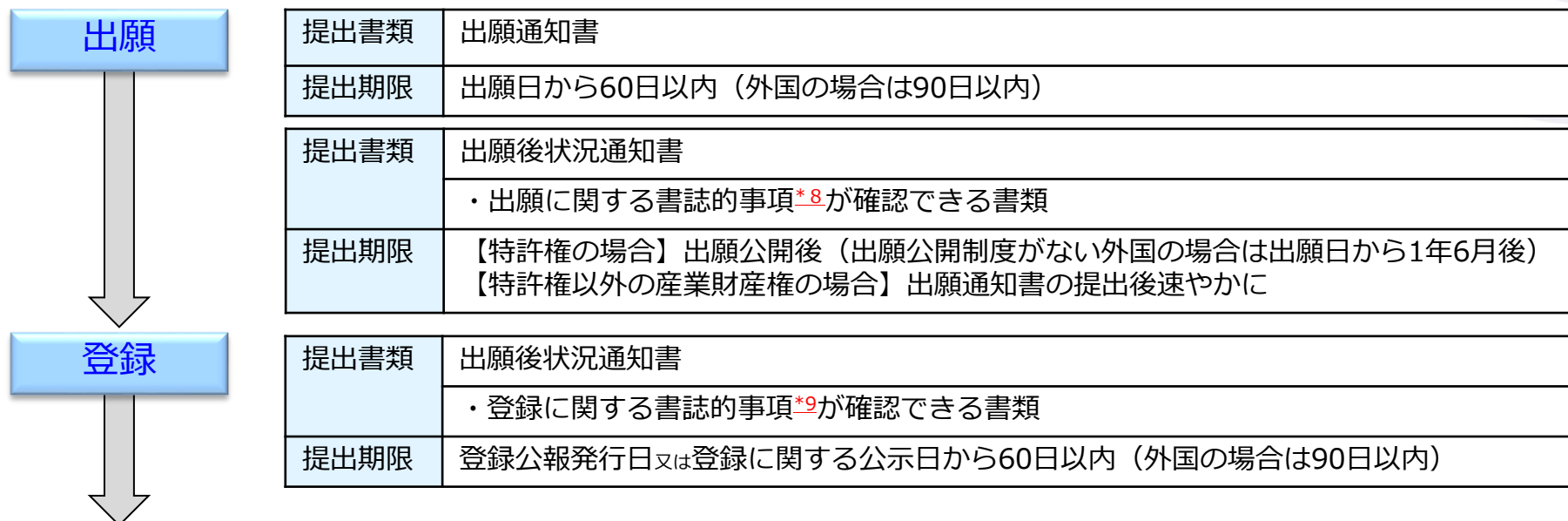
# 知的財産権の移転手続の流れ

## ～登録後の移転～



# 知的財産権の移転手続の流れ

～登録後の移転(事前承認を受けなくてもよい場合\*5場合／持分放棄による移転ではない場合)～





## 注釈

### 移転の事実が確認できる書類\*11

移転の事実が確認できる書類 【設定登録前の移転（名義変更）】

移転の事実が確認できる書類	・ 出願人名義変更届（受理されたものに限る）
	<原文が外国語で英語以外の場合> ・ 原文の該当箇所の訳文

### 移転の事実が確認できる書類\*12

移転の事実が確認できる書類 【設定登録後の移転】

移転の事実が確認できる書類	・ 移転登録申請書、登録済通知書、特許原簿、J-PlatPatの登録情報、外国知財庁の権利者情報/登録情報 のうちいずれか一つ
	<原文が外国語で英語以外の場合> ・ 原文の該当箇所の訳文

# 【PMS】知的財産権の移転手続の流れ ～持分放棄時に備えた対応～



## 持分放棄時に備えた対応（移転承認申請書の場合）

### 知的財産権移転承認申請書

\* 必須入力

契約管理番号	19100801-0				
契約日	2020.03.02				
事業種別	委託事業				
契約件名	その他契約（資産部） / テスト				
移転しようとする知的財産権について *	<input type="button" value="出願前の権利追加"/> <input type="button" value="出願後の権利追加"/>				
	知的財産権		移転元	移転先	移動
	出願に係る産業財産権の種類	出願番号(登録番号)	発明等の名称	住所、名称	住所、名称
添付書類	ファイル名				更新日
	ファイル	<input type="button" value="ファイルの選択"/>	ファイルが選択されていません		<input type="button" value="アップロード"/>
承認を受ける理由 *	<p>(以下のポイントを参考にして具体的な理由を記載する)</p> <p>(1) 当該移転等により、研究開発の成果が事業活動において効率的に活用されるか。 すなわち、移転先は、研究開発の成果を真に利用しようとするものか。(産業技術力強化法第19条に基づく観点)</p>				

約款第31条の6の規定の運用に支障を与えないよう  
約定させたことを「承認を受ける理由」欄に入力する



# 【PMS】知的財産権の移転手続の流れ ～持分放棄時に備えた対応～



持分放棄時に備えた対応（移転等届出書の場合）

## 知的財産権移転等届出書

\* 必須入力

契約管理番号	19100801-0					
契約日	2020.03.02					
事業種別	委託事業					
契約件名	その他契約（資産部） / テスト					
作成日	* 2023.01.05		📅			
移転・専用実施権等の設定をしようとする知的財産権について	追加					
	知的財産権			移転元又は専用実施権等の設定をする者	移転先又は専用実施権等の設定を受ける者	移動
	出願に係る産業財産権の種類	出願番号	発明等の名称	住所、名称	住所、名称	
移転等事由						
	<p>(以下のポイントを参考にして具体的な理由を記載する)</p> <p>(1) 当該移転等により、研究開発の成果が事業活動において効率的に活用されるか。 すなわち、移転先は、研究開発の成果を真に利用しようとするものか。(産業技術力強化法第19条に基づく観点)</p> <p>(2) 当該移転等が、我が国の国際競争力の維持に支障を及ぼすこととなる研究開発の成果の国外流出に該当しないかどうか。 (研究開発力強化法第41条に基づく観点)</p>					

約款第31条の6の規定の運用に支障を与えないよう  
約定させたことを「移転等事由」欄に入力する

## 注釈

### 事前承認が不要\*13

#### 事前承認が不要な場合と提出書類の変遷

契約締結日	事前承認が不要な場合	移転承認申請書	移転等届出書	移転通知書	放棄届出書	持分放棄届出書
平成21(2009)年 4月～	①②③④⑤ ②'③'④' (②②'については、子会社又は親会社が日本国外に存する場合を含む)	○		○		※2
平成27(2015)年 11月15日～	①②③④⑤ ②'③'④' (②②'については、子会社又は親会社が日本国外に存する場合を含む)	○	○	○	○	※2
令和2(2020)年 4月1日～	①②③④⑤ ②'③'④'	○	○	○	○	※2
令和5(2023)年 10月1日～	①②③④⑤ ②'③'④'	○	○	○	○	○

※1 ①～④'については[こちら](#)。

※2 ⑤について、2023年10月1日より前に終了した事業は、持分放棄届出書ではなく移転承認申請書の提出が必要。

# 【PMS】知的財産権の移転



移転の形式、移転元、移転先の入力

## 知的財産権移転通知書

\* 必須入力

作成日	*	2023.01.04														
部名		資産管理部														
通知者	住所	*	神奈川県川崎市幸区大宮町1310													
	名称	*	新エネルギー・産業技術総合開発株式会社													
	役職名		部長													
	氏名	*	資産 太郎													
移転情報	*	<table border="1"><thead><tr><th>出願に係る産業財産権の種類</th><th>出願番号</th><th>移転の形式</th><th>移転元の住所</th><th>移転先の住所</th><th>移動</th></tr></thead><tbody><tr><td>特許権</td><td>N01-118289</td><td>一部移転</td><td>東京都...</td><td>神奈川県...</td><td></td></tr></tbody></table>			出願に係る産業財産権の種類	出願番号	移転の形式	移転元の住所	移転先の住所	移動	特許権	N01-118289	一部移転	東京都...	神奈川県...	
出願に係る産業財産権の種類	出願番号	移転の形式	移転元の住所	移転先の住所	移動											
特許権	N01-118289	一部移転	東京都...	神奈川県...												

追加

### 知的財産権移転情報登録

閉じる

\* 必須入力

出願に係る産業財産権	種類	特許権		
	出願番号	N01-118289		
	発明等の名称	バイナリーサイクル発電装置		
選択	クリア			
移転の形式	*	<input type="radio"/> 一部移転 <input checked="" type="radio"/> 全部移転		
移転元	住所	*	東京都...	
	名称	*	A	
移転先	住所	*	神奈川県...	
	名称	*	B	

キャンセル 確定

# 【PMS】知的財産権の移転

知的財産権移転情報登録 閉じる

**\* 必須入力**

出願に係る産業財産権 選択 クリア	種類	特許権		
	出願番号	N01-118289		
	発明等の名称	バイナリーサイクル発電装置		
移転の形式		<input type="radio"/> 一部移転 <input checked="" type="radio"/> 全部移転		
移転元 追加	住所 *	東京都...		
	名称 *	A		
移転先 追加	住所 *	神奈川県...		
	名称 *	B		

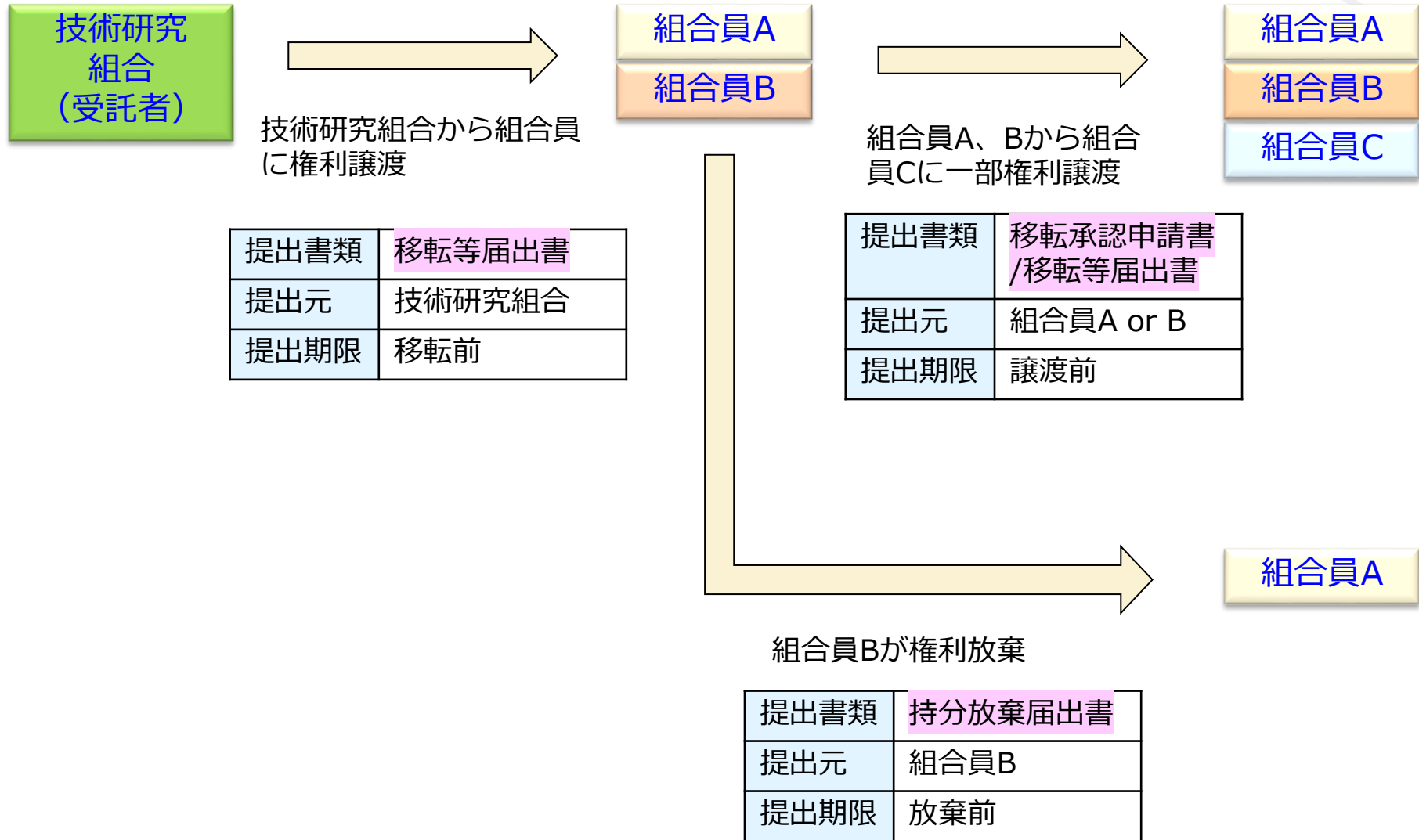
キャンセル 確定

それぞれの場合における移転の形式、移転元、移転先の入力

	移転の形式	移転元	移転先	結果（権利者）
全部移転 A→B	全部移転	A	B	B
一部移転 A→A、B	一部移転	A	B	A、B
持分譲渡 A、B→A、C	全部移転	A、B	A、C	A、C

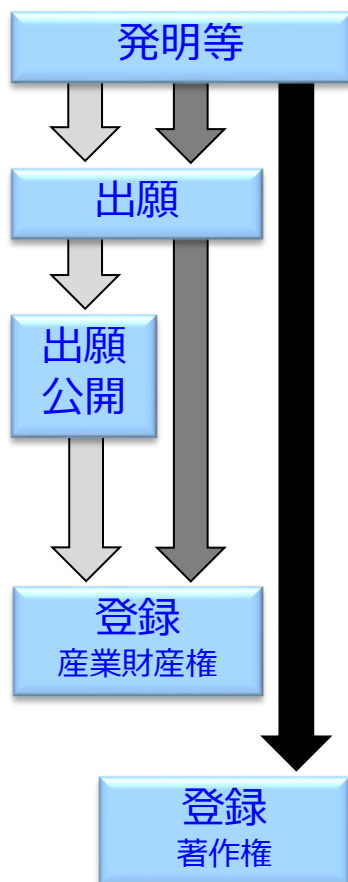
※ 全部移転、一部移転を選択できない場合は、移転先にすべての権利者を入力すること

# 知的財産権の取扱い ～受託者が技術研究組合の場合～



## V. 実施に関する報告

# 提出書類と提出期限



	: 著作権
	: 特許権以外の産業財産権
	: 特許権

提出書類	出願通知書
提出期限	出願日又はPCT国内書面の提出日から60日以内（外国の場合は90日以内）

提出書類	出願後状況通知書 ・ 出願に関する書誌的事項*8が確認できる書類
提出期限	【特許権の場合】出願公開後（出願公開制度がない外国の場合は出願日から1年6月後） 【国内移行の場合】PCT国内書面の提出日から60日以内（外国の場合は90日以内） 【特許権以外の産業財産権の場合】出願通知書の提出後速やかに

提出書類	出願後状況通知書 ・ 登録に関する書誌的事項*9が確認できる書類
提出期限	登録公報発行日又は登録に関する公示日から60日以内（外国の場合は90日以内）

提出書類	出願後状況通知書 ・ 著作物に関する書誌的事項*10が確認できる書類 又は 著作物の電子ファイル
提出期限	速やかに

## 実施 自己実施/実施許諾

※ 実施は、登録後だけでなく出願中も可

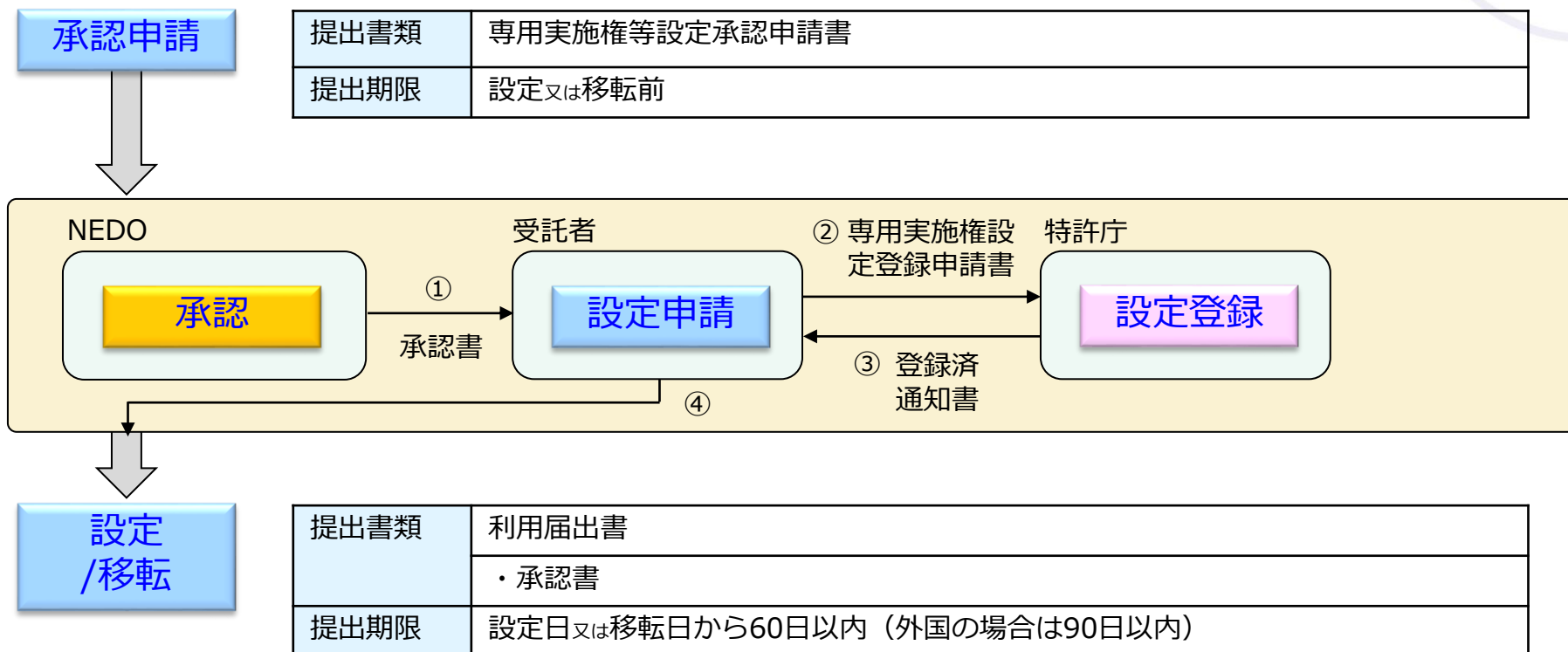
提出書類	利用届出書
提出期限	自己実施 又は 実施許諾をした日から60日以内（外国の場合は90日以内）

## 放棄

※ 放棄は、登録後だけでなく出願前、出願中も可

提出書類	放棄届出書 / 持分放棄届出書
提出期限	放棄前

# 専用実施権等の設定又は移転の流れ

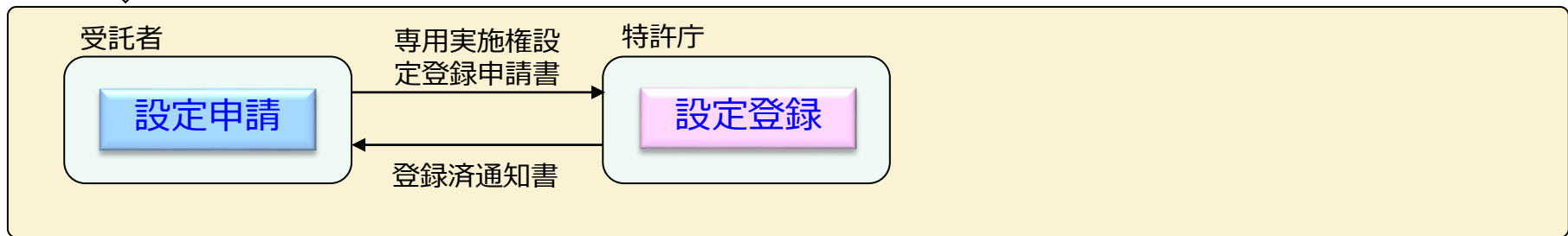




# 専用実施権等の設定又は移転の流れ (ただし書\*11の場合)

届出

提出書類	移転等届出書
提出期限	設定又は移転前

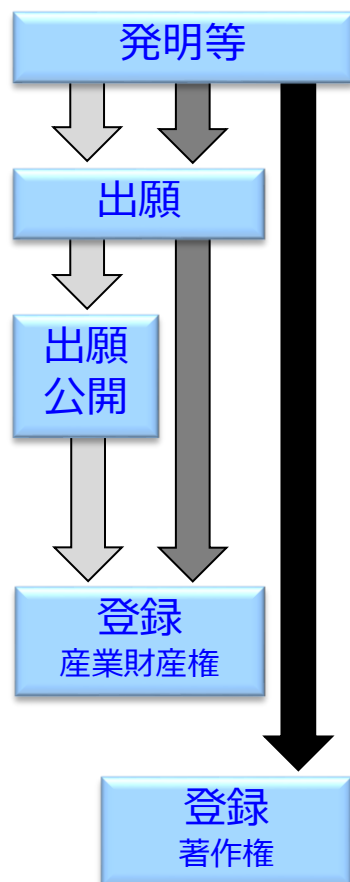


設定  
/移転

提出書類	利用届出書
提出期限	設定日又は移転日から60日以内 (外国の場合は90日以内)

## VI. 放棄に関する報告

# 提出書類と提出期限



	: 著作権
	: 特許権以外の産業財産権
	: 特許権

提出書類	出願通知書
提出期限	出願日又はPCT国内書面の提出日から60日以内（外国の場合は90日以内）

提出書類	出願後状況通知書 ・ 出願に関する書誌的事項*8が確認できる書類
提出期限	【特許権の場合】出願公開後（出願公開制度がない外国の場合は出願日から1年6月後） 【国内移行の場合】PCT国内書面の提出日から60日以内（外国の場合は90日以内） 【特許権以外の産業財産権の場合】出願通知書の提出後速やかに

提出書類	出願後状況通知書 ・ 登録に関する書誌的事項*9が確認できる書類
提出期限	登録公報発行日又は登録に関する公示日から60日以内（外国の場合は90日以内）

提出書類	出願後状況通知書 ・ 著作物に関する書誌的事項*10が確認できる書類 又は 著作物の電子ファイル
提出期限	速やかに

## 実施 自己実施/実施許諾

※ 実施は、登録後だけでなく出願中も可

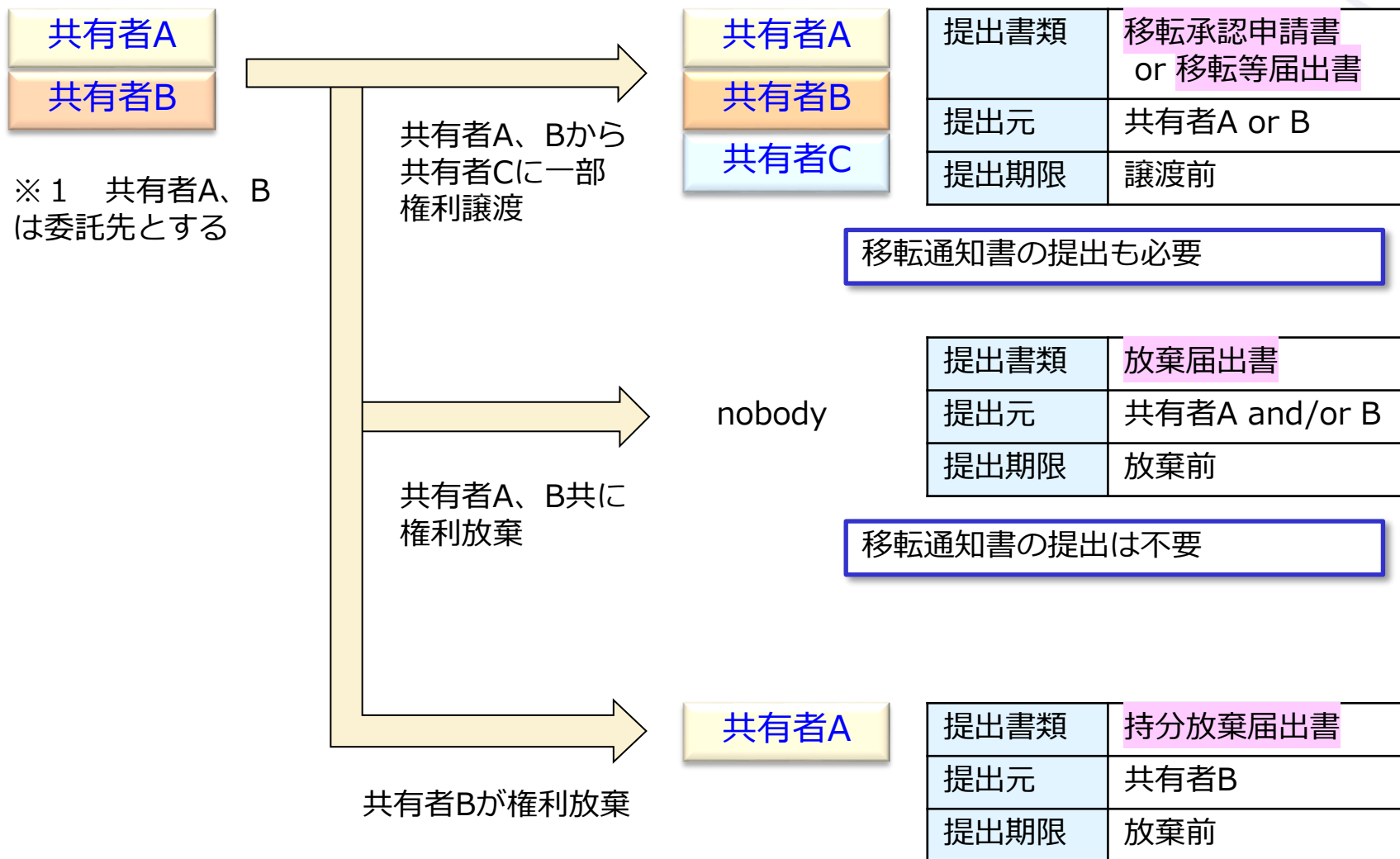
提出書類	利用届出書
提出期限	自己実施 又は 実施許諾をした日から60日以内（外国の場合は90日以内）

## 放棄

※ 放棄は、登録後だけでなく出願前、出願中も可

提出書類	放棄届出書 / 持分放棄届出書
提出期限	放棄前

# 知的財産権の放棄、持分放棄について



移転通知書の提出は不要。PMS上では、共有者Bの情報は残る

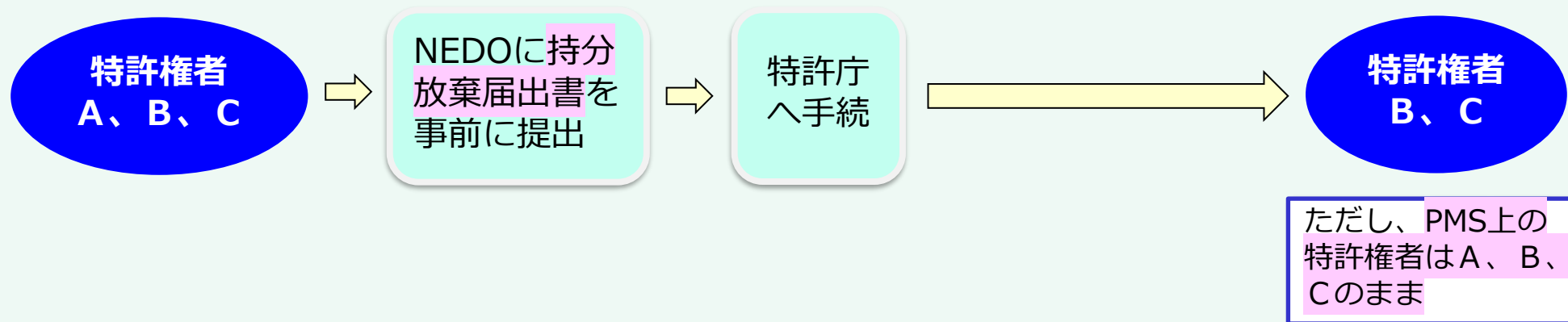
※2 共有者Bが権利譲渡であれば、移転承認申請書or移転等届出書 + 移転後には、移転通知書の提出も必要

- これまで、2009（平成21）年4月1日以降に締結した業務委託契約の共有の知的財産権については、一方の持分が他の共有者に移転される場合、それが持分放棄であるか譲渡であるかにかかわらず移転承認申請を行い、NEDOが承認することで、名義変更や移転登録申請を認めていた。
- 2023（令和5）年10月1日以降は、単なる持分放棄の場合、NEDOに対して持分放棄届出書を提出し、場合によっては、NEDOとの再実施権付き実施許諾契約を締結することで、移転することが可能となる（約款第31条の6）。  
ただし、持分放棄ではなく、譲渡契約を締結して他の共有者に譲渡する場合は、依然として、移転承認申請を行うことが必要（約款第31条の3第1項）で、NEDOの承認後に名義変更、移転登録申請を特許庁に対して行った後、NEDOに対して移転通知書の提出を従来どおり行う必要がある（約款第33条第4項）。
- なお、PMS上の出願人や権利者の情報は持分放棄届によっては変更されない。そのため、当該案件（出願等）において持分放棄届以降に最先の手續（出願前であれば出願通知、出願後であれば出願後状況通知等）を行う場合には、最新の権利者名にて手續を行うことが必要となる。また、技術研究組合の組合員が持分放棄届を行う場合にも、持分放棄届出書の提出を行う必要がある。

# 共有の知的財産権の持分放棄について

共有の知的財産権の持分放棄に係る手続の運用は、2009（平成21）年4月1日以降に締結した委託業務契約について、2023（令和5）年10月1日以降に適用

## 特許権者 A が持分を放棄する場合

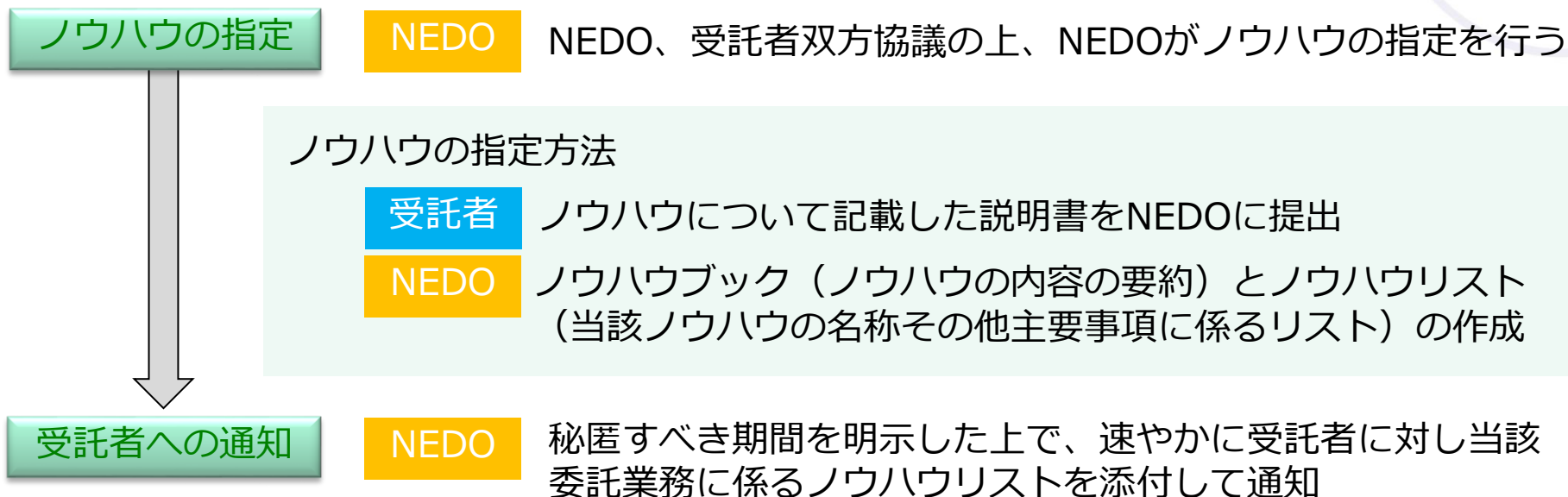


## 特許権者 A が持分を特許権者 B と C に譲渡する場合



## VII. ノウハウの指定と技術情報の封印

## ノウハウの指定（約款第29条）



### 秘匿すべき期間

- ・原則として、当該事業年度の終了日の翌日から起算して **5年間**（10年間も可能）
- ・必要に応じて、秘匿すべき期間を延長又は短縮することが可能

## 技術情報の封印（約款第30条）

委託業務開始前に、受託者が既に保有している技術情報を記録

- 封印対象となる技術情報：受託者が委託業務開始時に既に所有している技術情報
- 封印方法：委託契約締結後 **2か月以内**に「封印申請書」を提出
- 取扱い：封印した技術情報は、受託者が保管
- 封印した技術情報のリストは、受託者とNEDOが保管



## VIII. PMSによる提出（受託者）

## 対象となる書類

	書類	約款
(1)	産業財産権出願通知書	第32条第1項
(2)	産業財産権等出願後状況通知書	第28条の3、第32条の2第1項、 第33条第1項 及び 第2項
(3)	知的財産権移転申請書	第31条の3 第1項
(4)	知的財産権移転等届出書	第31条の4 第1項
(5)	知的財産権移転通知書	第33条第3項 及び 第4項
(6)	専用実施権等設定承認申請書	第31条の3 第2項
(7)	知的財産権利用届出書	第34条第1項 及び 第2項
(8)	知的財産権放棄届出書	第31条の5
(9)	知的財産権持分放棄届出書	第31条の6第1項
(10)	知的財産権帰属届出書	第35条

ここでは、(1) 産業財産権出願通知書、(4) 知的財産権移転等届出書 の入力手順を紹介する。

その他の書類の各手続については、「知的財産権管理業務に係るプロジェクトマネジメントシステム (PMS) の操作マニュアル」を参照ください。

# 【PMS】プロジェクトマネジメントシステム



プロジェクトマネジメントシステム

> [担当者管理](#) > [パスワード変更](#) > [お問い合わせ・マニュアル](#)



前回ログイン時間 : 2020.06.10 13:58

[ログアウト](#)

件名 Fleekdrive 申請用画面改...	契約管理番号 19102106-0	履行期間 2019.12.01~2020.12.31	状態 実施中	<a href="#">基本情報</a>
----------------------------	----------------------	-------------------------------	-----------	----------------------

PMSを起動し、トップページから「知財」のアイコンをクリックし「知財一覧」のページを開く

[TOPページ](#) > [メニュー](#)

[戻る](#)

予算計画



業務進捗



課題



実施計画



業務の流れ



(9) 知的財産権持分放棄届出書と  
(10) 知的財産権帰属届出書は  
「文書一覧」ページからの提出

NEDOと共有する課題の閲覧・登録を行います。

委託業務実施計画書の閲覧・編集・申請を行います。

契約または助成事業の手続きのうち、手続きが必要となる業務について、閲覧や進捗登録を行います。

文書一覧



手続きが必要となる申請書や届出書等について、閲覧・編集・申請等を行います。

資産



契約または助成事業の資産手続きについて、申請書や届出書等の閲覧・編集申請等を行います。

知財



契約または助成事業の知財手続きについて、申請書や届出書等の閲覧・編集・申請等を行います。

成果



成果情報の閲覧・登録を行います。

# 【PMS】出願通知書の提出手順



(1) 「知財一覧」画面にある「出願通知書」ボタンをクリック

TOPページ > メニュー > **知財一覧** 戻る

知財手続一覧 **出願通知書**

出願日	<input type="text"/>	📅 ~ <input type="text"/>	📅	出願に係る産業財産権の種類	<input type="text"/>
出願番号	<input type="text"/>	(部分一致)		出願国	日本

(2) 「文書登録－産業財産出願通知書一覧」画面が表示されるので、「追加」ボタンをクリック

TOPページ > メニュー > 知財一覧 > **文書登録－産業財産権出願通知書一覧** 戻る

### 産業財産権出願通知書一覧

選択	出願番号	出願日	発明等の名称	出願に係る産業財産権の種類	出願国	ステータス
----	------	-----	--------	---------------	-----	-------

# 【PMS】出願通知書の提出手順



(3) 「産業財産権出願通知書」画面が表示されるので、必要事項を入力

## 産業財産権出願通知書

\* 必須入力

作成日	<input type="text" value="2022.06.27"/>	← 作成日を入力
部 名	<input type="text" value="I o T 推進部"/>	
住所	<input type="text" value="神奈川県川崎市幸区大宮町 1 3 1 0"/>	← 住所を入力
法人名	<input type="text" value="新エネルギー・産業技術総合開発株式会社"/>	← 法人名を入力
所属部課	<input type="text" value="資産管理部"/>	
役職	<input type="text" value="部長"/>	
氏名	<input type="text" value="資産太郎"/>	← 提出者名を入力
出願国	<input type="text" value="日本"/>	← 日本、PCT、外国等をプルダウンメニューで選択
出願に係る産業財産権の種類	<input type="text" value="特許権"/>	← 特許権、意匠権等をプルダウンメニューで選択
発明等の名称	<input type="text" value="〇〇の製造方法"/>	← 発明等の名称を入力
出願番号	<input type="text" value="2022-543210"/>	← 出願番号を入力
出願日	<input type="text" value="2022.06.01"/>	← 出願日を入力
(PCT出願の国内移行の場合) 国際出願番号	<input type="text" value="JP2022/666666"/>	← 国際出願番号を入力
(PCT出願の国内移行の場合) 国際出願日	<input type="text" value="2022.06.01"/>	← 国際出願日を入力
(分割出願の場合) 原出願番号	<input type="text"/>	

# 【PMS】出願通知書の提出手順



(4) 必要事項を入力した後、「入力完了」ボタンをクリック

文書登録

一時保存

入力完了

閉じる

(分割出願の場合) 原出願番号	<input type="text"/>	← 原出願番号を入力	
(分割出願の場合) 原出願日	<input type="text"/>	← 原出願日を入力	
出願人情報 *	出願人	特許株式会社	出願人名を入力
	受託者との関係 *	委託先	NEDO側から見た関係を選択
代理人	<input type="text"/>		
優先権主張 *	パリ条約による優先権等の主張	←	パリ条約による優先権/国内優先権（「先の出願に基づく優先権主張」と表記）を選択
優先権の基礎となる情報	出願国 *	US:アメリカ合衆国	優先権の基礎となる情報を入力
	出願番号 *	18/123456	
	出願日 *	2018.05.13	
出願前の移転 *	<input checked="" type="radio"/> 無 <input type="radio"/> 有 (以下の移転日、移転元名称、移転先名称に入力のこと) ← 出願前の移転の有無を選択		
備考	<input type="text"/>		

- 複数年契約の場合は、出願直近の契約番号を記載
- 連名契約の場合は、すべての契約番号を記載

# 【PMS】出願通知書の提出手順



(5) 「文書登録—産業財産権出願通知書一覧」画面にある「入力完了」ボタンをクリック

TOPページ > メニュー > 知財一覧 > **文書登録—産業財産権出願通知書一覧**

戻る

編集モード



確認モード (プレビュー)

**入力完了**

## 産業財産権出願通知書一覧

編集

コピーして追加

事前承認申請から追加

追加

選択	出願番号	出願日	発明等の名称	出願に係る産業財産権の種類	出願国	ステータス	
<input checked="" type="radio"/>	2019-123457	2019.05.13	〇〇の製造方法	特許権	JP:日本国	作成済	

# 【PMS】出願通知書の提出手順



- (6) 「産業財産権出願通知書」が表示されたら、記載内容を確認した後、「届出」ボタンをクリック（通知書の届出）

TOPページ > メニュー > 知財一覧 > 文書登録 - 産業財産権出願通知書(42)

編集モード 確認モード (プレビュー)

印刷 届出

2020年5月11日

産業財産権出願通知書

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構  
資産管理部 部長 殿  
(プロジェクト担当部長)

(住所) 東京都千代田区霞が関3-4-3  
(法人名等) 特許株式会社  
(役職名 氏名) 部長 資産 太郎



# 【PMS】出願通知書の提出手順



(7) 「知財一覧」画面に当該通知書にある出願番号が表示されることを確認

TOPページ > メニュー > **知財一覧**

戻る

知財手続一覧

出願通知書

出願日	<input type="text"/> 23 ~ <input type="text"/> 23	出願に係る産業財産権の種類	<input type="text"/>
出願番号	2019-123457 (部分一致)	出願国	日本

クリア    この条件で絞り込む

1件のデータが該当しました。    CSV出力

出願番号	発明等の名称	出願に係る産業財産権の種類	出願日	出願国	登録番号	登録日	最新受領文書
<a href="#">2019-123457</a>	〇〇の製造方法	特許権	2019.05.13	JP : 日本国			

# 【PMS】出願通知書の提出手順



(8) 申請・届出情報でステータスが「届出中」となっていることを確認

- 申請・届出情報						
PMS文書番号	文書種別	文書名	Rev	ステータス	届出日	NEDO受領日
<a href="#">BNS-J-20-0000988</a>	知財通知書	産業財産権出願通知書(42)	1.00	届出中	2020.05.11	

(9) NEDOで受領されるとステータスが「受領済み」となるので確認

- 申請・届出情報						
PMS文書番号	文書種別	文書名	Rev	ステータス	届出日	NEDO受領日
<a href="#">BNS-J-20-0000988</a>	知財通知書	産業財産権出願通知書(42)	1.00	受領済み	2020.05.11	

# 【PMS】移転等届出書の提出手順



(1) 「知財一覧」画面にある「知財手続一覧」ボタンをクリック

TOPページ > メニュー > 知財一覧

知財手続一覧

出願日  ~  出願に係る産業財産権の種類

出願番号  (部分一致) 出願国

戻る 出願通知書

クリア この条件で絞り込む

(2) 「知財手続き一覧」画面にある「新規知財手続」ボタンをクリック

TOPページ > メニュー > 知財一覧 > 知財手続き一覧

新規知財手続

文書名  (部分一致)

PMS文書番号  出願番号  (部分一致)

文書種別  登録日  ~

戻る

クリア この条件で絞り込む

- (3) 「知財手続き様式選択」画面にある「知的財産権移転等届出書」を選択し、「次へ」ボタンをクリック

**知財手続き様式選択**

閉じる

選択	文書マスタ略称	文書マスタ名称
<input type="radio"/>	出願後状況通知	産業財産権等出願後状況通知書
<input type="radio"/>	移転承認申請	知的財産権移転承認申請書
<input type="radio"/>	専用実施権承認申請	専用実施権等設定承認申請書
<input checked="" type="radio"/>	移転等届出	知的財産権移転等届出書
<input type="radio"/>	移転通知	知的財産権移転通知書
<input type="radio"/>	利用届出	知的財産権利用届出書
<input type="radio"/>	放棄届出	知的財産権放棄届出書

次へ

# 【PMS】移転等届出書の提出手順



- (4) 「知的財産権移転等届出書」画面が表示されるので、記載内容を確認した上で、「追加」ボタンをクリック

## 知的財産権移転等届出書

\* 必須入力

契約管理番号	19100801-0					
契約日	2020.03.02					
事業種別	委託事業					
契約件名	その他契約（資産部）／テスト					
作成日	*	2020.05.11		記載内容の確認		
届出者	住所	*	東京都千代田区麹が関 3 - 4 - 3			
	名称	*	特許株式会社			
	氏名	*	資産太郎			
* 移転・専用実施権等の設定をしようとする知的財産権について	知的財産権			移転元又は専用実施権等の設定をする者	移転先又は専用実施権等の設定を受ける者	移動
	出願に係る産業財産権の種類	出願番号	発明等の名称	住所、名称	住所、名称	
<div style="border: 1px solid gray; height: 20px; width: 100%;"></div>						

(以下のポイントを参考にして具体的な理由を記載する)

追加  
↑  
上に戻る

# 【PMS】移転等届出書の提出手順

(5) 「知的財産権移転情報登録」画面が表示されるので、「選択」ボタンをクリック

知的財産権移転情報登録 閉じる

**\* 必須入力**

知的財産権	種類		
	番号		
	名称		
移転元又は専用実施権等の設定をする者	住所 <b>*</b>	<input type="text"/>	<input type="button" value="削除"/>
	名称 <b>*</b>	<input type="text"/>	
移転先又は専用実施権等の設定を受ける者	住所 <b>*</b>	<input type="text"/>	<input type="button" value="削除"/>
	名称 <b>*</b>	<input type="text"/>	

# 【PMS】移転等届出書の提出手順

- (6) 「知財選択」画面が表示されたら、表の中から目的の知的財産権を選択し、「設定」ボタンをクリック

**知財選択** 閉じる

出願日   ~   出願に係る産業財産権の種類

出願国  出願番号(社内管理番号、契約管理番号等)

47件のデータが該当しました。 **設定**

選択	出願番号 (社内管理番号、契約 管理番号等)	発明等の名称	出願日	登録番号	登録日	出願国
		出願に係る産業財産権の種類				
<input checked="" type="radio"/>	2022-543210	永久機関の製造方法 特許権	2022.06.01	7069189	2022.12.01	JP : 日本国
<input type="radio"/>	2022-202212	バイドール簡素化 特許権	2022.12.07	12345678	2022.12.08	JP : 日本国

# 【PMS】移転等届出書の提出手順

- (7) 「知的財産権移転情報登録」画面において移転元情報 及び 移転先情報を入力し、「確定」ボタンをクリック

知的財産権移転情報登録 閉じる

**\* 必須入力**

知的財産権 選択 クリア	種類	特許権	移転元情報の入力
	番号	2022-543210	
	名称	永久機関の製造方法	
移転元又は専用実施権等の設定をする者 追加	住所 *	東京都千代田区霞が関3-4-3	移転元情報の入力
	名称 *	特許株式会社	
移転先又は専用実施権等の設定を受ける者 追加	住所 *	神奈川県川崎市幸区大宮町1310番地	移転先情報の入力
	名称 *	NEDO株式会社	

キャンセル 確定



# 【PMS】移転等届出書の提出手順



(8) 「知的財産権移転等届出書」画面において記載内容を確認

編集モード | 確認モード (プレビュー) | 一時保存 | 入力完了

## 知的財産権移転等届出書

\* 必須入力

契約管理番号	19100801-0		
契約日	2020.03.02		
事業種別	委託事業		
契約件名	その他契約 (資産部) / テスト		
作成日	* 2020.05.11	📅	
届出者	住所	* 東京都千代田区霞が関 3 - 4 - 3	
	名称	* 特許株式会社	
	氏名	* 資産太郎	

### 記載内容の確認

* 移転・専用実施権等の設定をしようとする知的財産権について	知的財産権			移転元又は専用実施権等の設定をする者	移転先又は専用実施権等の設定を受ける者	移動	追加
	出願に係る産業財産権の種類	出願番号	発明等の名称	住所、名称	住所、名称		
	特許権	N01-118289	〇〇の製造方法	東京都千代田区霞が関 3 - 4 - 3 特許株式会社	神奈川県川崎市幸区大宮町1310番 NEDO株式会社	↑ ↓	↑ 上に戻る

- (9) 「移転等事由」欄に、移転等事由 及び 移転先に対して約款第31条の6の規定の運用に支障を与えないように約定させる旨を記載し、「入力完了」ボタン（前ページ）をクリック

移転等事由



XYZ株式会社は当該特許を使用して国内での事業化を策定中である。将来は海外への展開の可能性もあるが、海外展開においても内国企業であるXYZ株式会社が特許を持ち続けるため、移転先に対して、約款第31条の6の規定の運用に支障を与えないように約定させます。

(以下のポイントを参考にして具体的な理由を記載する)

- (1) 当該移転等により、研究開発の成果が事業活動において効率的に活用されるか。  
すなわち、移転先は、研究開発の成果を真に利用しようとするものか。(産業技術力強化法第19条に基づく観点)
- (2) 当該移転等が、我が国の国際競争力の維持に支障を及ぼすこととなる研究開発の成果の国外流出に該当しないかどうか。  
(研究開発力強化法第41条に基づく観点)

- (10) 「知的財産権移転等届出書」が表示されたら、記載内容を確認した後、「届出」ボタンをクリック（届出書の届出）

TOPページ > メニュー > 知財一覧 > 文書登録 - 産業財産権出願通知書(42)

戻る

編集モード 確認モード (プレビュー)

印刷 届出

🏠 📄 ⌵ ⌶ 👤

2020年5月11日

**知的財産権移転等届出書**

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構  
資産管理部 部長 殿  
(プロジェクト担当部長)

(住所) 東京都千代田区霞が関3-4-3  
(法人名等) 特許株式会社  
(役職名 氏名) **部長 資産 太郎**

ご清聴ありがとうございました。

総務部資産管理室 知的財産グループ

メール：  
[chizai@ml.nedo.go.jp](mailto:chizai@ml.nedo.go.jp)